

令和8年用（令和8年1月～令和8年12月入所） 認可保育施設利用申込みのご案内

- 新たに認可保育施設を利用したい保護者の方へ
- 利用している認可保育施設を変更したい保護者の方へ

※本書には、区立認可保育施設における民間活力の導入により、増加・多様化する保育ニーズへの的確な対応と継続的・安定的な保育サービスの提供を目的とした「墨田区公設保育所整備計画」の概要も記載（P20）していますので、併せてお読みください。



追加・変更のお知らせ
はこちらに随時更新
していきます。



本書には、墨田区の認可保育施設を利用するために必要な手続き等が書かれています。利用申込みをする前に必ずお読みください。

来庁不要で24時間いつでも申請可能な電子申請が便利です！

窓口混雑緩和のため、電子申請や郵送による申込みにご協力ください。締切日や申請方法など詳しくはP6～7・P34をご覧ください。

※電子申請で申込みをする場合は、必要書類を写真（画像）又はPDFファイル形式変換し提出してください。

◎学童クラブ用の就労証明書を認可保育施設の申込みで 사용할ことが可能です。（窓口締切日から3か月以内の証明日が記載されている場合。）併用して使用する場合は、各担当部署に画像ファイル又は原本のいずれかを必ずご提出ください。

◎令和7年12月より、水曜窓口時間延長が毎月第1・3水曜日の午後7時までに変更になりました。お間違えの無いようご注意ください。

墨田区福祉事務所 子ども施設課入園係

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20（区役所4階）

TEL 03-5608-6152・6712（直通） FAX 03-5608-6404

墨田区ホームページ

「初めて保活をする方へ（保育施設の利用申込みから入所までの流れ）」
について、右QRコードよりご参照ください。

保育園・認定こども園・家庭的保育事業所（保育ママ）・小規模保育事業所
・認証保育所等の情報を紹介しています。



目次

1. 申込みできる認可保育施設、クラス年齢	2
(1) 申込みできる認可保育施設	2
(2) 申込みができる方	2
(3) 令和8年度(令和8年4月入所)クラス年齢	3
2. 保育の必要性の認定について	3
(1) 認定の内容	3
(2) 保育が必要な事由	4
(3) 保育の必要量	4
(4) 申請方法	4
(5) 支給認定証の発行	4
3. 申込みから入所までの流れ	5
4. 入所(転所)の申込みについて	6
(1) 申込場所	6
(2) 郵送での申込み	6
(3) 電子申請での申込み	6
(4) 申込締切日	7
5. 出生前申込みについて	8
(1) 出生前申込みの対象児童	8
(2) 申込締切日	8
(3) 出生前申込みに必要な手続き	8
(4) 出生前申込みの流れ	9
6. 居宅訪問型保育事業(医療的ケア対応)について	10
7. 申込みの時に必要な書類	11
8. マイナンバー(個人番号)の提供および本人確認について	13
9. 申込み後変更があった場合	13
10. 墨田区外にお住まいの方が墨田区内の認可保育施設を希望する場合	14
11. 墨田区内にお住まいの方が墨田区外の認可保育施設を希望する場合	15
12. 産前・産後休暇、育児休業取得中の方へ	16
(1) 産前・産後休暇、育児休業取得中の方の申込みに係る注意事項	16
(2) 産前・産後休暇、育児休業を取得していた方が復職する場合の注意事項	16
13. 認可保育園	17
(1) 認可保育園とは	17
(2) 区内認可保育園・認定こども園一覧	17
14. 認定こども園	21
(1) 認定こども園とは	21
(2) 区内認定こども園一覧	21
15. 小規模保育事業所	22
(1) 小規模保育事業所とは	22
(2) 区内小規模保育事業所一覧	22
16. 家庭的保育事業所(保育ママ)	23
(1) 家庭的保育事業所(保育ママ)とは	23
(2) 家庭的保育事業所(保育ママ)一覧	24
17. 墨田区利用調整基準(選考基準)	25
(1) 基準指数	25
(2) 調整指数	26
(3) 優先順位	27
18. よくあるご質問	28
19. 内定や入所・転所の辞退	30
20. 認可保育施設を利用できる期間	30
21. 保育料(利用者負担額)	31
(1) 保育料・保育料階層の決定について	31
(2) 保育料階層の決定に必要な書類について	31
(3) 保育料の支払いについて(Web口座振替受付サービス)	31
(4) 所得割額の算定について	32
(5) 保育料の軽減制度について	32
(6) 保育料(利用者負担額)徴収基準額表	32
22. 公立・公設民営認可保育園の延長保育	34
23. 電子申請ができる手続一覧	34
24. 保活に関する相談・問合せ先(保育コンシェルジュ)	35
25. 子育てに関する問合せ先	35
26. その他の保育サービスのご案内	36
(1) 認証保育所	36
(2) 定期利用保育	36
(3) 認可外保育施設	36
(4) 病児・病後児保育	37

1. 申込みできる認可保育施設、クラス年齢

(1) 申込みできる認可保育施設

施設区分		内容	対象 クラス年齢	基本 開所時間	延長 保育 ※2	参照
認可保育施設	認可保育園	国が定めた設置基準（施設の内容や人員の配置など）に基づき、都知事に認可された施設です。	0～5 歳 各施設により異なります。※1	午前 7 時 15 分 ～午後 6 時 15 分	一部 有り	P17 ～ 20
	認定こども園	保育所と幼稚園両方の利点を生かし、就学前の保育・教育を一体的に提供する施設です。	0～5 歳 ※各施設により異なります。	午前 7 時 15 分 ～午後 6 時 15 分 ※各施設により異なります。	一部 有り	P21
	地域型保育事業	小規模保育事業所	0～2 歳 各施設により異なります。※1	午前 7 時 15 分 ～午後 6 時 15 分	一部 有り	P22
		家庭的保育事業所（保育ママ）	0～2 歳	午前 8 時 30 分 ～午後 5 時のうち 8 時間	時間外 保育 一部 有り	P23 ～ 24
		居宅訪問型保育事業（医療的ケア対応）	1～5 歳 ※0歳児は 応相談	午前 8 時～ 午後 6 時のうち 8 時間	なし	P10

※1 0歳児クラスの受入可能月齢は、認可保育施設によって異なり、一部の認可保育園・認定こども園・小規模保育事業所には0歳児クラスがありません。1歳児以上のクラスについても、一部の認可保育施設にはクラスが存在しない年齢があります。詳しくは、P17～24に記載した各保育施設の認可定員をご参照ください。

※2 各施設により異なりますので、詳細は各施設にお問い合わせください。



[保護者向け認可保育施設情報一覧（おむつ・寝具等取扱い）はこちら](#)



[墨田区認可保育施設の園マップ・園ガイドはこちら](#)



(2) 申込みができる方

保育が必要な事由（P4 参照）に該当し、家庭で保育をすることができない場合、利用申込みができます。また、申込みができる方は、原則として墨田区に住民票がある方です。墨田区外に転出した場合、申込みは取下げになります。ただし、墨田区に住民票がない方でも、墨田区に転入予定がある場合、又は保護者どちらかの勤務地が墨田区にある場合、隣接区にお住まいの場合等、申込みできる場合があります（P14 参照）。詳しくは子ども施設課入園係までお問合せください。

- ※ 各認可保育施設の募集定員を超えた申込みがあった場合、すぐには入所できないことがあります。
- ※ 同じ月に2か所以上の認可保育施設に在園することはできません。
- ※ 認可保育施設に入所できるのは、原則、集団保育が可能な児童ですが、医療的ケアが必要なお子様を対象とした保育事業もあります。詳しくは、P10「6. 居宅訪問型保育事業（医療的ケア対応）」についてをご参照ください。また、特別な支援が必要なお子さまについては、事前に子ども施設課入園係にご相談ください。

(3) 令和8年度（令和8年4月入所）クラス年齢

4月1日時点の年齢で決定します。年度の途中で誕生日を過ぎてもクラス年齢は変わりません。

クラス年齢	生 年 月 日
0 歳	令和 7 年（2025 年）4 月 2 日以降
1 歳	令和 6 年（2024 年）4 月 2 日～令和 7 年（2025 年）4 月 1 日
2 歳	令和 5 年（2023 年）4 月 2 日～令和 6 年（2024 年）4 月 1 日
3 歳	令和 4 年（2022 年）4 月 2 日～令和 5 年（2023 年）4 月 1 日
4 歳	令和 3 年（2021 年）4 月 2 日～令和 4 年（2022 年）4 月 1 日
5 歳	令和 2 年（2020 年）4 月 2 日～令和 3 年（2021 年）4 月 1 日

2. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援に関する制度では、認可保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所（保育ママ）、居宅訪問型保育事業、幼稚園を利用される保護者の方に「保育の必要性の認定（以下、「認定」と表記）」を申請していただく必要があります。

(1) 認定の内容

認定区分	対象		利用できる主な施設
	児童年齢	保育	
1 号認定	満 3 歳～ 就学前	教育を希望される場合	幼稚園、 認定こども園
2 号認定	満 3 歳～ 就学前	保育が必要な事由に該当し、保育 所等での保育を希望される場合	認可保育園、 認定こども園、 居宅訪問型保育事業
3 号認定	0 歳～ 満 3 歳未満	保育が必要な事由に該当し、保育 所等での保育を希望される場合	認可保育園、認定こども園 小規模保育事業所、 家庭的保育事業所（保育マ マ）、居宅訪問型保育事業

※ 認定は、保育の必要性の有無を判定するもので、施設への入所をお約束するものではありません。

(2) 保育が必要な事由

2号認定、3号認定を受けるには、保護者のいずれもが、以下のいずれかに該当する必要があります。

- ◇就労（月48時間以上の就労） ◇妊娠、出産 ◇病気、負傷又は障害
- ◇同居又は長期入院等している親族の介護、看護（月 48 時間以上の介護、看護）
- ◇災害復旧活動 ◇求職活動 ◇就学（月 48 時間以上の就学）
- ◇児童虐待のおそれがある又は配偶者からの暴力により保育を行うことが困難である
- ◇育児休業中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要
- ◇その他、上記に類する状態として区長が認める場合

(3) 保育の必要量

2号認定、3号認定を受ける場合、保育の必要量に応じて「標準時間保育」「短時間保育」の利用区分に分けられます。

保育必要量の区分	保育時間
標準時間保育	午前 7 時 15 分～午後 6 時 15 分まで（1 日最長 11 時間利用可能）
短時間保育	午前 9 時～午後 5 時まで（1 日最長 8 時間利用可能） ※ あづま幼稚園と家庭的保育事業所（保育ママ）は短時間保育のみとなります。また、各保育ママで利用可能時間が異なります。（P 21・23～24 参照）

保育の必要量は、保育が必要な事由に応じてそれぞれの家庭の実態で設定されます。

保育が必要な事由	保育必要量の区分
就労/妊娠・出産/疾病・障害/ 介護・看護/災害復旧/就学/ 虐待・DV	標準時間保育（最長 11 時間） 又は短時間保育（最長 8 時間） ※ 就労の場合、保護者のうち就労時間（勤務の拘束時間＋通勤時間） が短い方で認定します。
求職活動/育児休業（保育利用 中の子どもの継続利用）	短時間保育（最長 8 時間）

(4) 申請方法

- ・ 認可保育施設の入所申込みの際、教育・保育給付認定申請書兼保育施設（入所・転所）申込書（P 11 参照）により申請していただきます。なお、4 月（一次）の入所申込み時の希望保育施設数は 7 か所（2 歳児クラスで保育が終了する区内の認可保育施設からの卒園に伴う転所申込みの場合は 9 か所）まで希望可能です。4 月（一次）の入所申込み以外については、希望保育施設数に制限はありません。

(5) 支給認定証の発行

- ・ 認定された方には「支給認定証」（以下、認定証）を発行します。
- ・ 保育施設の 4 月（一次）入所申込みの場合、認定の審査に時間を要するため、認定証は 2 月上旬頃に送付する予定です。
- ・ 5 月入所以降の申込みについては、利用調整（選考）の結果と同時期に認定証を送付する予定です。

3. 申込みから入所までの流れ

入所の申込み

入所を希望する月の締切日（P7 参照）までに、申込書類を提出してください。
認可保育施設入所申込みと同時に、保育の必要性の認定申請をしていただきます。
（教育・保育給付認定申請書兼保育施設（入所・転所）申込書を提出していただきます。）

書類審査・調査・保育の必要性の認定

提出された書類により、審査を行います。
必要に応じて職場やご自宅にお電話する場合があります。
保育必要性の有無、認定区分、保育必要量等を判定し、認定します。

利用調整（選考）会議（毎月 15 日ごろ）

P25～27 の利用調整基準に従い、指数の高い世帯から利用調整を行います。

内定した
場合

入所内定

内定者には電話で連絡します。
（4 月入所（一次）のみ 2 月上旬頃文書で通知します。）
※電話でのお問合せにはお答えできませんので、ご了承ください。

面接・健康診断

- ・面接日時は保育施設から直接連絡があります。
- ・内定した入所日（毎月 1 日）の前日までに面接等ができないときや、面接等で集団保育可能と認められないときは、内定が取り消されます。
- ・内定後、速やかに「保育料階層の決定に必要な書類」と口座の登録を希望される方は「口座振替依頼書」をご提出ください。（詳しくは P31～32 参照）

入所決定

- ・毎月 1 日の入所となります。
- ・月途中での入所、転所はできません。

内定しなかった場合

入所希望月（希望する最初の月）のみ保育所入所保留通知書を送付します。
（4 月入所（一次）の結果は、内定の有無にかかわらず 2 月上旬頃通知します。）

☆ 一度提出していただいた申込書は、令和 8 年 12 月入所分まで有効です。

- ・入所希望月の翌月以降に希望保育施設に募集が出た場合、利用調整（選考）会議にかけられます。
- ・結果は、内定者のみ電話連絡します。

希望施設の変更

毎月 1 日に翌月の募集数を区のホームページで公開します。

希望施設を変更したい場合は、「希望認可保育施設（希望園）変更届」をご提出ください。

提出（申請）方法	提出（申請）期限
窓口 （区役所 4 階）	窓口締切日
郵送	窓口締切日必着
電子申請	窓口締切日の午後 11 時 59 分まで

※郵送事故等の場合、責任は負いかねますのでご了承ください。

※電子申請は事前登録が必要です。P34 の申請用 QR コードをご参照ください。

※電話・FAX による希望施設の変更はできません。



← 例月用募集数の
確認はこちら

4. 入所(転所)の申込みについて

必要書類(P11~13 参照)は
事前に確認し、全てそろえてか
らお申込みください。

(1) 申込場所

子ども施設課入園係(区役所 4 階): 平日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
(第 1・第 3 水曜日は午後 7 時まで)

※ 4 月(一次)入所の申込みは、受付場所や時間が異なります。ご注意ください。

(2) 郵送での申込み

特定記録郵便又は簡易書留などの追跡可能な方法で各郵送締切日(P7 参照)までに送付してください。(消印有効) 郵送過程における紛失・破損等の郵送事故について責任は負いかねますのでご了承ください。

送付先: 〒130-8640

東京都墨田区吾妻橋 1-23-20

墨田区福祉事務所 子ども施設課入園係



(3) 電子申請での申込み

政府が運営するオンラインサービスである、「マイナポータル ぴったりサービス」から電子申請が可能です。各電子申請締切日(P7 参照)の午後 11 時 59 分までに申請してください。

利用には、マイナンバーカード・パソコン(IC カードリーダーを含む)又はスマートフォン(一部機種のみ)が必要です。利用方法の詳細については、マイナポータル内のメニューからヘルプ(使い方)をご確認ください。

転出・転入を伴わない認可保育施設の利用申込み(在勤者・隣接区住民としての申込みなど)については、住民票のある自治体に必要書類を提出するため、電子申請による申込みはできません。

ご利用の際は、P34「23.電子申請ができる手続一覧」をご参照ください。

※ 電子申請で認可保育施設の利用申込みをする場合は、必要書類を写真(画像)又は PDF ファイル形式に変換し提出してください。

※ 24 時間いつでも申請することが可能ですが、システム管理のため一時的に利用できない場合があります。

○郵送・電子申請による申込みの流れについて

申込必要書類 の準備

- 令和 8 年用「【認可】保育施設利用申込みのご案内」の P11~13 を参照して必要書類をそろえてください。
- マイナンバーに係る確認書類のコピーの添付を忘れずにしてください(電子申請の場合は不要)。

申込書類の送付

- 郵送申込みの場合は、特定記録郵便又は簡易書留で送付してください。
- 電子申請の場合は、P34「23.電子申請ができる手続一覧」をご参照ください。
- 令和 8 年 1 月~4 月(一次)入所の郵送・電子申請申込みの締切日は令和 7 年 12 月 3 日(水)です。(※郵送: 消印有効、電子: 午後 11 時 59 分まで)

「受理票」と 「お申込みされた方へ」 の到着

- 区で申込書類を受理後、「受理票」と「お申込みされた方へ」をご自宅に郵送します。記入誤りや書類不備などがある場合は、電話連絡や「受理票」に記載して連絡させていただきます。
- 区から郵送する「お申込みされた方へ」は必ず全てお読みください。

(4) 申込締切日

入所は毎月 1 日からとなります。月の途中からの入所・転所はできません。

入所月	窓口締切日	郵送・電子申請締切日	入所月	窓口締切日	郵送・電子申請締切日	入所月	窓口締切日	郵送・電子申請締切日
1 月	12月10日(水)	12月3日(水)	5 月	4月10日(金)	4月3日(金)	9 月	8月10日(月)	8月3日(月)
2 月			6 月	5月8日(金)	5月1日(金)	10月	9月10日(木)	9月3日(木)
3 月			7 月	6月10日(水)	6月3日(水)	11月	10月9日(金)	10月2日(金)
4 月	12月10日(水) (一次)	12月3日(水) (一次)	8 月	7月10日(金)	7月3日(金)	12月	11月10日(火)	11月3日(火)
	2月25日(水) (二次)	2月18日(水) (二次)						

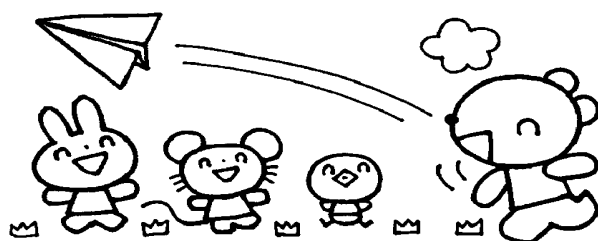
※ 令和 8 年 4 月（一次）入所の申込み期間は、令和 7 年 11 月 27 日（木）～12 月 10 日（水）です。

令和 8 年 4 月（一次）入所の郵送・電子申請の申込み期間は、令和 7 年 11 月 17 日（月）～12 月 3 日（水）です。

（※郵送：消印有効、電子：午後 11 時 59 分まで）

■注意事項■

- 入所児童本人の育児休業を取得しながら在園することはできません。入所月の翌月 1 日までに復職ができない場合、退園となります。保育が必要な事由（P4 参照）に該当しない場合については、子ども施設課入園係までご相談ください。
- 4 月（一次）の利用調整において、転所希望で内定した場合、内定を辞退しても転所前の認可保育施設に戻ることはできません。内定した時点で、転所前の保育施設には、別の希望者が内定します。十分ご検討のうえ、お申込みください。
- 転所の申込みは、入所申込みと同じ手続きが必要となります。なお、転所の申込みができるのは、施設に通い始めてからとなります。
- 申込みを取り下げるときは、すみやかにご連絡ください。
- 区外にお住まいの方で、保護者が墨田区在勤者の場合は、0～2 歳児クラスは令和 8 年 5～12 月入所のみ申込みができます。保護者が隣接区在住の場合は、0～2 歳児クラスは申込み不可、3～5 歳児クラスは令和 8 年 5～12 月入所のみ申込みができます。詳しくは、P14「10.墨田区外にお住まいの方が墨田区内の認可保育施設を希望する場合」をご確認ください。
- 令和 8 年 1 月～4 月（一次）入所については、入所希望日（各月 1 日時点）において、分娩予定日から起算して各認可保育施設の受入可能月齢に達している場合、出生前に認可保育施設の仮申込みができます。詳しくは、P8～9「5.出生前申込みについて」をご確認ください。



5. 出生前申込みについて

令和 8 年 1 月～4 月（一次）入所については、入所希望日（各月 1 日時点）において、分娩予定日から起算して各認可保育施設の受入可能月齢に達している場合、出生前に認可保育施設利用の申込みをしてください。出生日より、入所できる認可保育施設が異なります。以下の表をご参照ください。

(1) 出生前申込みの対象児童

令和 7 年 1 月 1 日 7 時～令和 8 年 2 月 1 日 8 時までに分娩予定の児童

※令和 7 年 1 月 1 日 7 時～1 月 26 日は、郵送又は電子申請のみの受付となります。

受入可能月齢	2 月入所が可能な出生日	3 月入所が可能な出生日	4 月入所が可能な出生日
生後 43 日以上	令和 7 年 12 月 21 日まで	令和 8 年 1 月 18 日まで	令和 8 年 2 月 18 日まで
生後 57 日以上	令和 7 年 12 月 7 日まで	令和 8 年 1 月 4 日まで	令和 8 年 2 月 4 日まで
満 3 か月以上	令和 7 年 11 月 1 日まで	令和 7 年 12 月 1 日まで	令和 8 年 1 月 1 日まで
満 4 か月以上	令和 7 年 10 月 1 日まで	令和 7 年 11 月 1 日まで	令和 7 年 12 月 1 日まで

(2) 申込締切日

令和 7 年 12 月 10 日（水）

郵送・電子申請締切日：令和 7 年 12 月 3 日（水）

郵送：消印有効、電子申請：午後 11 時 59 分まで

※ 令和 8 年 1 月～4 月（一次）入所については、申込児童の分娩予定日が令和 7 年 12 月 11 日以降の場合、出生前申込みを利用する必要がありますのでご注意ください。なお、出生前申込みは、令和 8 年 1 月～4 月（一次）入所のみが対象となります。



(3) 出生前申込みに必要な手続き

① 出生前の仮申込み

申込締切日までに必要書類をそろえてから仮申込みをしてください。

【必要書類】※P11「7.申込みの時に必要な書類」を参照し、必要書類をそろえてください。

ア. 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設（入所・転所）申込書

※ 児童氏名は「（母の氏名）の子」と記入してください。 例：「墨田花子の子」

※ 生年月日は「分娩予定日」を記入してください。

イ. 重要事項確認書兼同意書

ウ. マイナンバー（個人番号）提供に係る確認書類

※ 申請を行う保護者の個人番号をご提供ください。

エ. 令和 8 年 1 月から 3 月までの保育施設入所希望確認書

オ. 父と母の保育の必要性が確認できる書類（就労証明書、在学証明書など）

※締切日時点（令和 7 年 12 月 10 日）で産前休暇に入られていない方でも、取得予定日を就労証明書にご記入いただいた場合は育児休業加算（P26 調整指数の条件番号 21）の対象となります。

カ. 状況に応じて必要な書類（保育士証のコピーなど）

キ. 親子健康手帳（母子健康手帳）のコピー（表紙、分娩予定日記入のページ）

ク. 認可保育施設利用申込みにおける出生前の仮申込みに関する同意書

※ 「お子様の状況について」は別途、出生前申込み専用の書式を本申込み時にご提出ください。



詳細は P11～13 を参照ください。

②出生後の本申込み

出生日の翌日（閉庁日にあたる場合は翌開庁日）に子ども施設課入園係に出生日と母子の健康状況について連絡し、原則14日以内（出生日当日を含む）に必要な書類をそろえてから本申込みをしてください。書類は子ども施設課入園係にご提出していただくか、電子申請（※事前登録が必要です。）での手続きも可能です。P34の申請用QRコードをご参照ください。

郵送で本申込みを行う場合は、出生後14日以内（出生日当日を含む）にお送りください（消印有効）。

【必要書類】

ア. 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設（入所・転所）申込書
イ. お子様の状況について

本申込み用の書式があります

ウ. 出生を証明する書類の写し（出生証明書、出生届の受理証明書など）

※ 出生後の本申込みを行わないと、利用調整結果通知書の発送は行いません。また、仮申込みは無効となります。

（4）出生前申込みの流れ

出生前の仮申込み

P11「7.申込みの時に必要な書類」を参照して必要書類をそろえてください。出生前の仮申込みには、「親子健康手帳（母子健康手帳）の写し」と「認可保育施設利用申込みにおける出生前の仮申込みに関する同意書」が必要になります。

令和8年1月～4月（一次）入所の締切日の令和7年12月10日（水）までに書類を提出してください。※郵送・電子申請申込みの場合の締切日は、令和7年12月3日（水）（郵送：消印有効、電子申請：締切日の午後11時59分まで）です。



ご出産



入園係へ出産のご連絡

出生日の翌日（閉庁日にあたる場合は翌開庁日）に子ども施設課入園係（03-5608-6152・6712）に出生日と母子の健康状況についてご連絡ください。



出生後の本申込み

出産後14日以内（出生日当日を含む）に必要な書類をそろえてから本申込みをしてください。出生後の本申込みがない場合、利用調整結果通知書の発送は行いません。また、仮申込みは無効となり、取下げとなります。



結果発送

4月入所（一次）の利用調整結果については、2月上旬頃通知します。通知発送後の本申込みについては、書類を受理・審査後、おおむね3営業日後に利用調整結果通知書を発送します。

結果発送以降の流れは、P5「内定した場合」、「内定しなかった場合」と同じになります。

6. 居宅訪問型保育事業(医療的ケア対応)について

医療的ケアが必要な疾病、障害等により集団保育が困難なお子様を対象に、お子様の居宅において保育者による1対1の保育を行う事業です。

(1) 対象となるお子様

0歳から5歳クラス(0歳クラスは月齢やお子様の状態により預かり条件が限られる場合があるため、運営事業者にご相談ください。)で、保育の必要性があり、主に医療的ケア(口鼻腔吸引、経管栄養(経鼻栄養、胃ろう、腸ろう)、酸素等)、疾病、肢体不自由、重症心身障害等のため、集団保育が困難なお子様

※事前に行う運営事業者との選考において、安全にお預かりすることが難しいと判断されたお子様については、お預かりができません。

※上記医療的ケア以外のお子様(例: 気管切開、人工呼吸器など)については、運営事業者にご相談ください。

(2) 申込み方法

利用を希望する保護者は、事前に必ず運営事業者にご連絡後、選考を受け、運営事業者から預かりが可能と判断を受けたうえで、墨田区の認可保育施設の申込みを入所希望月の申込締切日までに行ってください。

(例) 令和8年4月入所を希望する場合に、保護者で行うこと

① 運営事業者のホームページから利用案内動画を視聴し、選考の申込みを運営事業者に行う

② 運営事業者からお預かりが可能と判断を受けた後、令和7年12月10日(水)までに子ども施設課入園係へ申込みを行う ※郵送・電子申請申込みの場合の締切日は、令和7年12月3日(水)(郵送: 消印有効、電子申請: 午後11時59分まで)です。

(3) 保育時間

・月曜日から金曜日(土・日・祝日及び年末年始は休み)

・午前8時から午後6時までのうち最長8時間

※気管切開または人工呼吸器を使用している呼吸器系疾患のあるお子様については、保育時間が週12時間程度になる場合があります(例: 1日3時間×週4日)。また、保育中にご家族の在宅をお願いする場合があります。お子様の体調によりますので、詳しくは運営事業者までお問い合わせください。

(4) 食事

給食の提供はありません。昼食、おやつ、飲み物は居宅にて保護者様にご用意していただきます。

(5) 保育料

墨田区の認可保育施設の基準額に準じるため、通常保育料は無償です。

※保育料以外に保護者の実費負担が生じる場合があります。その場合は運営事業者へ直接お支払いいただきます。

(6) 運営事業者

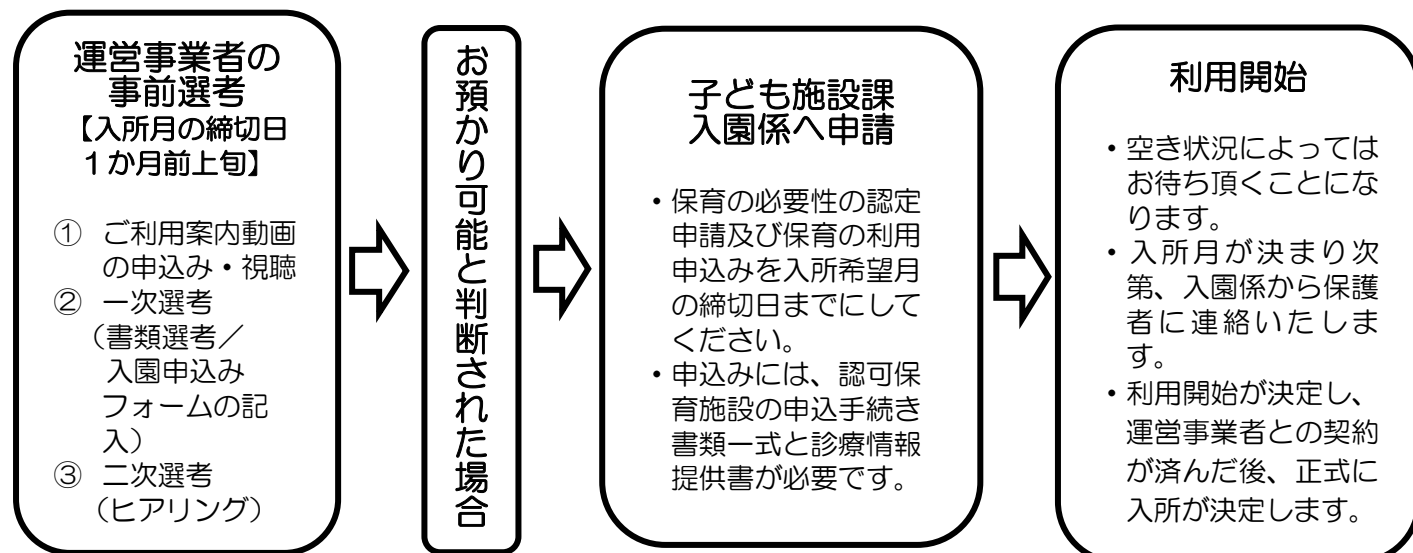
認定NPO法人フローレンス

事業名: 障害児訪問保育アニー(連絡先) 03-6811-0907

[ホームページはこちら→](#)



○申込みの流れ



7. 申込みの時に必要な書類

※ 証明書類は、窓口締切日（P7参照）から3か月以内の証明日が明記されているものを提出してください。

★必要書類は全てそろえてからお申込みください。

【必ず必要な書類】	
① 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設（入所・転所）申込書[◎] ※育児休業給付金のお手続きのため、コピーを用意されることをお勧めします。	
② お子様の状況について[◎]	
③ 重要事項確認書兼同意書[◎] ※すべての項目を確認・同意いただき署名してください。	
④ 申請者（保護者）のマイナンバー（個人番号）確認書類・本人確認書類（P13参照） 申込み受付時に確認し返却します。郵送申込みの場合は、コピーを区様式の台紙に貼付してください。	
⑤ 1月から3月までの保育施設入所希望確認書[◎]（4月二次申込み以降は提出不要） ※4月一次の申込みをする場合は、1月～3月の入園を希望しない方も必ずご提出いただきます。	

⑥ 保育の必要性が確認できる書類 ※父母ともに証明書類が必要です。	
保護者の状況	必要書類
☐ 就労 ☐ 外勤 ※出産休暇中・育児休業中を含む ☐ 自営・内職 ※本人、配偶者、父母、祖父母、兄弟姉妹が経営する会社に勤めている場合は会社の規模に関わらず自営として扱います。	就労証明書[◎] ※雇用主又は事業主に記入を依頼し、提出前に内容に不備がないか必ず確認してください。 ※学童クラブ用の就労証明書も使用可能です。併用して使用する場合は各担当部署に画像ファイル又は原本のいずれかをご提出ください。 就労証明書[◎]＋会社の運営が確認できる書類（自営の方） （例）開業届、登記事項証明書、営業許可書、確定申告書、請負契約書、納品書、請求書などのコピー、事業の名称・代表者氏名・所在地・内容がわかるパンフレットやホームページ等 ※締切日までに会社の運営を確認できる書類が到着しない場合は、内職と同等の扱いとなります。
☐ 出産・妊娠	親子健康手帳（母子健康手帳）のコピー（表紙、分娩予定日記入のページ）
☐ 疾病・負傷	病状内容確認書〔申込児童以外〕[◎] ※医師が記載した診断書のコピー（「保育不可である旨」と「診療期間」が明記されたもの。）でも可
☐ 障害	障害者手帳等のコピー（等級が分かる部分）[☆]
☐ 介護・看護	介護・看護状況申告書[◎][☆] ＋介護・看護を受ける方の状況確認書類[☆] （例）要介護認定証、障害者手帳、診断書などのコピー
☐ 求職活動（内定あり）	就労証明書[◎] ＋会社の運営を開始予定であることが確認できる書類（自営の方） ※雇用主又は事業主に記入を依頼し、提出前に内容に不備がないか必ず確認してください。
☐ 就学・職業訓練	在学証明書[◎]
☐ 不存在 ※相手方と別居している必要があります。	☐ 離婚、未婚、死亡、拘禁等 戸籍謄本、児童扶養手当受給証、児童育成手当受給証、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証、離婚届受理証明書などのコピー ☐ 離婚調停中等 調停期日通知書のコピー 又は 離婚（協議・調停）証明書[◎] ＋別居に関する申立書[◎]
☐ 災害復旧	事由に該当することを証明する書類 （公的機関から発行された書類）
☐ DV等	

※ [◎]は、墨田区指定の用紙で、区のホームページからダウンロードできます。

※ [☆]は、保育の必要性が他項目であっても該当する場合は提出してください。（就労している保護者が1～3級の障害を有している、介護を行うため就労時間が制限されている場合など）

※ 「離婚調停中等」は、離婚を前提とした別居中で離婚調停中又は離婚調停はしていないが弁護士を介した離婚協議中の場合に適用されます。（調整指数については、いずれの場合も「ひとり親家庭等に準ずる」となります）

※ 締切日までに保育の必要性が確認できる書類が到着しない場合は、求職活動中（内定なし）と同等の扱いとなります。

※ 窓口締切日より3ヶ月以内の証明日のものをすでに提出している場合、提出は不要です。

【状況に応じて必要な書類】		
状況		必要書類
児童関係	☐ 認可外保育室等に月極契約で月48時間以上預けている	保育施設受託証明書[◎] ただし、認可外保育室等との契約書のコピー（保育施設受託証明書と同じ内容が記載されているもの）でも可（一時保育は、対象になりません）。 ※認証保育所を利用して助成金の申請をしている場合も保育施設受託証明書の提出は必要です。
	☐ 申込児童に持病又は障害のある場合	病状内容確認書〔申込児童用〕[◎] 児童が障害者手帳等をお持ちの場合は手帳のコピー（特例として手帳は未交付だが同程度の障害を有する旨を医師から診断されている場合はそれを証明する書類。障害〇級程度等の記載が必要。）
	☐ 出生前申込みをする場合	親子健康手帳(母子健康手帳)のコピー（表紙、分娩予定日記入のページ）＋認可保育施設利用申込みにおける出生前の仮申込みに関する同意書[◎]
	☐ 家庭的保育事業所（保育ママ）を希望する場合	家庭的保育事業所の申込みに関する同意書[◎]
	☐ あづま幼稚園を希望する場合	園が面接後に発行する「施設確認証明書」（P21 参照）
保護者関係	☐ 妊娠中の場合	親子健康手帳(母子健康手帳)のコピー（表紙、分娩予定日記入のページ）
	☐ 里親を受託している	里親の受託を証明する書類のコピー
	☐ 保護者が保育士として、月120時間以上勤務している又は入所希望月までに月120時間以上勤務予定（就労内定）	保育士証のコピー
	☐ 保護者が保育教諭として、月120時間以上勤務している又は入所希望月までに月120時間以上勤務予定（就労内定）	保育士証又は幼稚園教諭免許状のコピー
	☐ 保護者が放課後児童支援員として、月120時間以上勤務している又は入所希望月までに月120時間以上勤務予定（就労内定）	放課後児童支援員認定資格研修修了証のコピー
	☐ 直近3か月以内に、主たる稼働者が解雇、倒産等の理由により離職し、現在、求職活動を行っている（自己都合による退職は除く）	雇用保険の離職票や、廃業届などのコピー（解雇、倒産が確認できる書類）
	☐ 生活保護を受給している	生活保護受給証明書のコピー
	☐ 令和7年1月1日現在、日本国外に居住していた	令和6年分収入申告書[◎] ※会社発行の給与明細書など、国外での収入・控除が分かる書類のコピーを添付 ※令和6年の平均レートで日本円に換算して記入
同居者・近隣監護者関係	☐ 令和7年1月1日現在、墨田区に住民登録がない方	令和7年度「住民税課税（非課税）証明書」（令和7年1月1日現在、住民登録があった区市町村で令和7年度の税申告をした後提出、コピー可）
	☐ 令和7年度住民税の申告が未申告である	
	☐ 祖父母（64歳以下の者）と同居している、又は区内転入後同居予定だが、当該祖父母が就労等の理由により申込児童を保育できない※令和8年4月1日時点の年齢	同居している祖父母の就労証明書、病状内容確認書〔申込児童以外〕、要介護認定証、障害者手帳、診断書などのコピー、在学を証明する書類、求職活動状況申告書[◎]、求職活動を証明する書類など
	☐ ひとり親家庭等	該当者（同居又は近隣に住む祖父母）の就労証明書、病状内容確認書〔申込児童以外〕、要介護認定証、障害者手帳、診断書などのコピー、在学を証明する書類、求職活動状況申告書[◎]、求職活動を証明する書類など
同居者・近隣監護者関係	☐ 同居又は区内転入後同居予定の親族（保護者含む）が、身体障害者手帳、愛の手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳を交付されている、又は要介護の認定を受けている	同居親族の障害者手帳のコピー又は要介護認定証のコピー

※ 同居とは、「生活を共にしている」又は「住民票が同一世帯」の場合を指します。

※ 「ひとり親家庭」とは墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条に規定する家庭を指します。

※ **それぞれの証明書類が提出されていない場合は、調整指数が適用されません。**

※ 収入申告書、住民税課税（非課税）証明書は利用調整で使用します。未提出・未申告の場合、利用調整の優先順位が下がります。

8. マイナンバー(個人番号)の提供および本人確認について

保育施設の利用申込み及び教育・保育給付認定申請をされる際には、申請を行う保護者の個人番号を提供していただく必要があります。また、提供の際には個人番号を単にお知らせいただくだけでなく、個人番号確認及び本人確認が必要となります。

※ 申込書類と一緒に、次の書類の現物をご用意ください。申込み受付時に内容を確認させていただき、その場で返却します。

- ・郵送での申込みの場合は、コピーを区様式の台紙に貼付してください。
- ・電子申請での申込みの場合は、本人確認のためのマイナンバーの提供は不要です。
- ・代理人(同一世帯以外の配偶者含む)による申込みの場合は、委任状と代理人の本人確認書類も必要です。

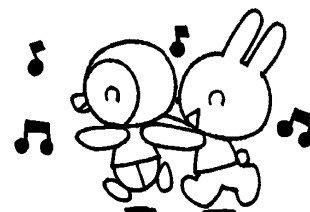
確認書類種別	提供必要者	確認書類	
「個人番号確認書類」	申請者(保護者) (父母いずれか)	個人番号記載の公的書類(以下から1つ) ・個人番号カード・通知カード・個人番号が記載された住民票等	
「本人確認書類」 ※「個人番号カード」を持参(提示)された場合は、本人確認書類は不要です。	申込みに来る人 (代理人含む)	写真付身分証明書 の場合は右記から1つ	・運転免許証 ・パスポート ・障害者手帳等 ・官公署発行の写真付身分証明書
		写真無身分証明書 の場合は右記から2つ	□年金手帳、児童扶養手当証、特別児童扶養手当証 □国税、地方税、社会保険料又は公共料金の領収書、納税証明書 □印鑑登録証明書、戸籍の附票(謄本若しくは抄本も可)、住民票、住民票記載事項証明書、親子健康手帳 □源泉徴収票

9. 申込み後変更があった場合

追加資料のご提出が必要になる場合がありますので、子ども施設課入園係までご連絡ください。

(例)・就労証明書上の育児休業期間を延長した場合

- ・引越し等住所の変更(墨田区外に転出した場合は申込みが無効になります。)
- ・勤務日数や勤務時間数の変更
- ・勤務先の変更(転職)
- ・就労開始
- ・退職
- ・下のお子様を妊娠した場合
- ・認可外保育施設へ預け始めた場合
- ・希望認可保育施設の変更の場合(4月(一次)以外については、希望保育施設数に制限はありません。)



	提出(申請)方法	提出(申請)期限
追加書類の提出	窓口(区役所4階)	窓口締切日
希望認可保育施設(希望園)変更届の提出	郵送	窓口締切日必着
	電子申請	窓口締切日の午後11時59分まで

※ 郵送事故等の場合、責任は負いかねますのでご了承ください。

※ 電子申請は事前登録が必要です。P34の申請用QRコードをご参照ください。

※ 電話・FAXによる希望施設の変更はできません。

※ 提出(申請)期限を過ぎて到着したものについては、翌月の利用調整(選考)から反映されます。

10. 墨田区外にお住まいの方が墨田区内の認可保育施設を希望する場合

	墨田区へ転入予定あり	墨田区へ転入予定なし													
申込み要件 (申込みができる方)	入所希望月の前月末までに墨田区に転入する ※海外からの申請も可能です。 <u>※入所希望月の前月末までに転入しない場合 や転入しても本申込み手続きを行わない場合、 内定取消しまたは申込取下げとなります のでご注意ください。</u>	①在勤の方 保護者の少なくとも1人が墨田区内で入所希望月の締切日時点で就労している ②隣接区住民の方 墨田区に隣接している <u>足立区・葛飾区・荒川区・台東区・江東区・江戸川区・中央区</u> に入所希望月の締切日時点で在住している													
受付先	墨田区子ども施設課入園係	現在住民登録のある自治体の保育園入園担当部署													
申込締切日	墨田区の申込締切日 (P7 参照)	墨田区の申込締切日のおおむね 5 開庁日前													
希望施設の制限	なし	あり ※私立認可保育施設(幼保連携型・幼稚園型認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育者を含む)のみ希望できます。公立・公設民営の認可保育施設は希望できません。 ※年度途中で開設する新規認可保育施設は希望できません。													
申込可能月の制限	なし	一部制限あり <table border="1"> <thead> <tr> <th>申込要件</th><th>クラス年齢</th><th>申込可能月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①在勤の方</td><td>0～2</td><td>5～12月入所</td></tr> <tr> <td>3～5</td><td>制限なし</td></tr> <tr> <td rowspan="2">②隣接区住民の方</td><td>0～2</td><td>不可</td></tr> <tr> <td>3～5</td><td>5～12月入所</td></tr> </tbody> </table>	申込要件	クラス年齢	申込可能月	①在勤の方	0～2	5～12月入所	3～5	制限なし	②隣接区住民の方	0～2	不可	3～5	5～12月入所
申込要件	クラス年齢	申込可能月													
①在勤の方	0～2	5～12月入所													
	3～5	制限なし													
②隣接区住民の方	0～2	不可													
	3～5	5～12月入所													
転入後の手続き	入所の可否に関わらず、 <u>入所希望月の前月末日までに転入し、本申込みの手続きを行う</u> ※書類は子ども施設課入園係にご提出していただくか、電子申請(※事前登録が必要です。)での手続きも可能です。P34 の申請用 QR コードをご参照ください。なお、利用調整の結果は保護者様にお知らせしますが、利用調整結果通知は本申込み手続き後に発行します。														

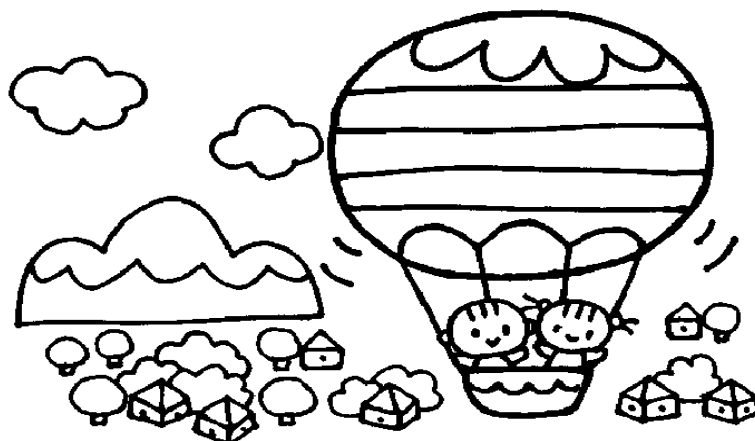
■ 必要書類 ※申込書等は、墨田区指定の書式をご利用ください。

①	教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設(入所・転所)申込書	☐
②	お子様の状況について	☐
③	重要事項確認書兼同意書	☐
④	1 月から 3 月までの保育施設入所希望確認書(4 月二次申込み以降は不要)	☐
⑤	父と母の保育の必要性が確認できる書類(P11 を参照してください)	☐
⑥	父と母の令和 7 年度「住民税課税(非課税)証明書」(コピー可)	☐
⑦	その他、状況に応じて必要な書類(P12 を参照してください)	☐
⑧	【転入予定者のみ】転入することがわかる書類 例:賃貸借契約書、売買契約書等のコピー(転入先住所、転入時期がわかるもの)	☐
⑨	【転入予定者のみ】転入予定者全員の住民票(現在お住まいの自治体のもの。コピー可)	☐
⑩	【転入予定者のみ】転入に関する誓約書	☐

※ 墨田区に転入後、祖父母と同居する予定の場合、同居予定の祖父母に関する書類の提出が必要な場合があります。P12 を参照し、必要書類をそろえてください。

11. 墨田区内にお住まいの方が墨田区外の認可保育施設を希望する場合

	墨田区外に転入予定あり	墨田区外に転入予定なし（在勤者としての申込みなど）
受付先	原則転入予定の自治体の保育園入園担当部署	墨田区子ども施設課入園係
申込締切日	転入予定先の自治体が定めた申込締切日	利用を希望する保育施設がある自治体が定めた申込締切日の5 開庁日前まで ※受付後、墨田区から利用を希望する保育施設がある自治体に必要書類を送付します。送付後に不備等の連絡が希望先の自治体からある場合には原則墨田区からご連絡させていただきます。 <u>日付に余裕をもってご提出ください。</u>
必要書類	転入予定先の自治体が指定した様式 ※転入先住所や転入時期が分かる物件の契約書等が必要になる場合がありますので転入予定先の自治体へご確認ください。	利用を希望する保育施設がある自治体が指定した様式
転出後の手続き	転入の届け出と同時に、転入先自治体で本申込み手続きを行う ※手続き期限は転入先自治体へご確認ください。 <u>手続きを行わない場合、内定は取消し、申込みは取下げとなる場合があります。</u>	
その他注意事項	・クラス年齢等により申込み可能時期を制限している場合がありますので、<u>必ず申込み前に利用を希望する自治体へ申込みの条件等についてご確認ください。</u> ・不足書類や記入不備等により入園申込みを受け付けられない場合がありますので、ご不明点がある場合は利用を希望する自治体へ確認を行い、お間違えの無いようご注意ください。 ・<u>墨田区の認可保育施設を利用中の場合は「退所届」を、お申込み中の場合は「保育施設利用申込取下げ届」を併せて墨田区子ども施設課入園係へご提出ください。</u>	



12. 産前・産後休暇、育児休業取得中の方へ

(1) 産前・産後休暇、育児休業取得中の方の申込みに係る注意事項

就労証明書の産前・産後休暇、育児休業取得期間については、申込み時点での予定をご記入ください。例えば、4月入所希望の場合であっても、産前・産後休暇や育児休業の期間を3月31日までに定める必要はありません。

また、産前・産後休暇、育児休業の取得期間の始期と終期の両方が就労証明書に記入されていないと利用調整基準において育児休業加算（P26 調整指数の条件番号 21）の対象になりません。

なお、出生前申込みを行う方で、締切日時点（令和7年12月10日）で産前休暇に入られていない方でも、取得予定日を就労証明書にご記入いただいた場合は育児休業加算（P26 調整指数の条件番号 21）の対象となります。

(2) 産前・産後休暇、育児休業を取得していた方が復職する場合の注意事項

新規入所申込みで、産前・産後休暇、育児休業対象児童を含むお子様が内定した場合、以下のとおり復職が必要です。

入所月の翌月1日までに産前・産後休暇、育児休業前と同じ契約条件で産前・産後休暇、育児休業を取得していた勤務先に復職してください。勤務条件は同じでも復職時の転職は認めておりませんのでご注意ください。

入所後、復職証明書を入所月の翌月中（提出期限については内定後お知らせします。）にご提出ください。

(例) ・A社で週5日、週40時間以上で勤務し、育児休業取得。

→A社とは育児休業前と同じ契約条件は継続するが、A社が制度として認めている

「勤務日数・勤務時間」短縮を利用して復職する。

⇒○復職に該当します。

・A社で週5日、週40時間以上で勤務し、育児休業取得。

→A社で復職するが、週4日、週40時間以上の勤務に契約を変更。

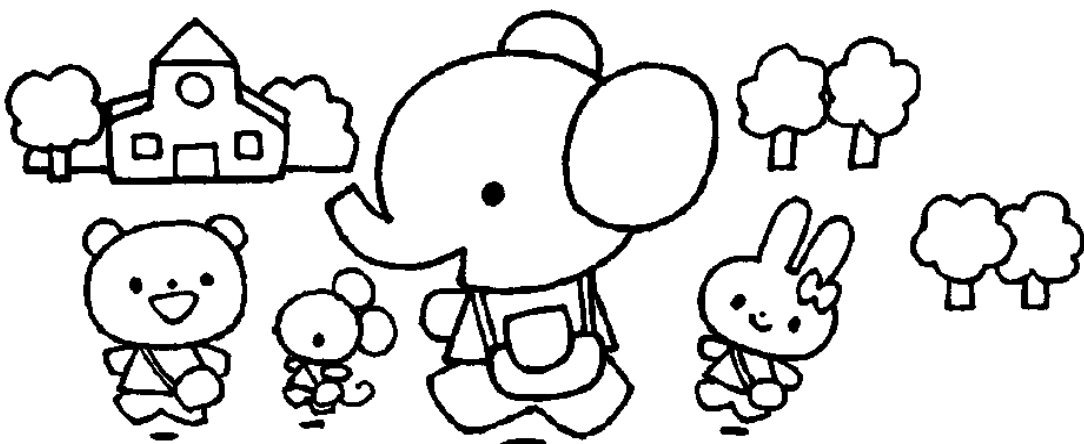
⇒✕勤務の契約条件が異なるため、復職とはみなしません。

・A社で週5日、週40時間以上で勤務し、育児休業取得。

→A社で復職せず退職し、B社に転職し週5日、週40時間以上で勤務。

⇒✕勤務条件は同じですが、復職とはみなしません。

※ 産前・産後休暇、育児休業を取得していた勤務先へ復職できない場合や、復職証明書の提出がない場合は、再選考し、内定に至らない場合は内定（入所）取消しとなります。



13. 認可保育園

(1) 認可保育園とは

児童福祉法に基づく設置基準を満たした児童福祉施設です。区が設置・運営する公立保育園と、区の施設を民間事業者が運営する公設民営保育園、社会福祉法人など民間事業者が設置・運営する私立保育園・公私連携型保育所があります。公設民営保育園及び公私連携型保育所についてはP20をご参照ください。

認可保育園の利用に際しては、保育の必要性の「2号認定」又は「3号認定」(P3「(1) 認定の内容」をご参照ください。)を受けている必要があります。

- 休 園 日■ 日曜日・祝日・年末年始
- 開 園 時 間■ 午前7時15分～午後6時15分
- 保 育 時 間■ 内定後の面接で、保育の必要性の認定区分「標準時間保育」又は「短時間保育」を基に、保護者の就労時間・通勤時間等を考慮して決まります。(P4「(3) 保育の必要量」もご参照ください。) また、入園後お子様が保育園に慣れるまで、短い保育時間からはじめて、段階的に通常の保育時間にしていきます。ご協力をお願いします。

(2) 区内認可保育園・認定こども園一覧

令和7年11月1日現在

延長保育 ○⇒午後7時15分まで ◇⇒午後7時30分まで ◎⇒午後8時15分まで △⇒午後9時15分まで
 □⇒午後10時15分まで ×⇒延長保育なし(午後6時15分まで)
 今後の運営 ☆⇒運営形態の変更等が予定されている園です。詳しくはP20をご参照ください。

	保育園等名及び地図番号		今後の運営	0歳保育 受入可能月齢	延長保育 注釈参照	認可定員(クラス別)					所在地	電話
						0	1	2	3	4	5	
公立	1	江東橋保育園		生後57日以上	○	12	22	23	23	60	緑 4-35-9	3631-2411
	2	江東橋保育園分園※1		×	×	△	9	9	△	△	亀沢 3-12-5	3623-0152
	3	横川橋保育園		満6か月以上	○	11	15	18	20	52	太平 1-27-13	3622-3323
	4	中川保育園		満6か月以上	×	9	15	18	20	50	東墨田 2-1-15	3612-2968
	5	花園保育園		×	○	△	20	24	25	50	東向島 3-16-2	3614-5430
	6	福神橋保育園		×	×	△	7	10	16	40	文花 1-30-21-101	3611-7721
	7	文花保育園※2	☆	×	×	△	15	18	20	54	文花 1-24-5	3611-6068
	8	たちばな保育園		生後57日以上	○	9	10	16	16	40	立花 3-21-16	3617-7950
	9	八広保育園		満6か月以上	×	12	16	20	24	48	八広 3-7-5	3617-2323
	10	東駒形保育園※3		×	○	△	8	12	15	32	東駒形 1-6-8	3625-8672
	11	東あすま保育園※4		満6か月以上	○	9	15	18	20	56	立花 1-27-6-101	3613-2868
	12	おむらい保育園		満6か月以上	○	11	15	18	20	52	文花 1-32-1-103	3613-5391
	13	太平保育園		×	○	△	10	18	19	42	太平 1-13-10	3626-0776
	14	鐘ヶ淵北保育園		生後57日以上	×	12	15	18	20	52	堤通 2-8-15-109	3619-8531
	15	梅若保育園		生後57日以上	○	9	15	18	20	52	墨田 2-38-13	3611-6571
	16	立川保育園		×	○	△	12	17	20	42	立川 1-5-2	3633-6960
	17	中川南保育園		満6か月以上	×	9	15	18	20	52	立花 6-8-2-106	3616-4141
	18	寺島保育園		×	×		14	20	20	40	東向島 1-23-10	3614-0311
	19	しらひげ保育園		満6か月以上	×	9	15	17	20	44	堤通 2-5-5-101	3611-1580

※1 江東橋保育園分園は、1歳児・2歳児クラスまでの園です。土曜日は、本園で保育します。3歳児クラスからも保育を希望する場合は、他の保育園に転園申込みすることになります。その際、必ずしも希望の保育園に転園できるとは限りません。なお、江東橋保育園分園では障害のあるお子様はお預かりできません。ご了承ください。

※2 文花保育園は、公私連携制度の導入に伴い、令和11年度から所在地が変更となる予定です。(P20参照)

※3 東駒形保育園は、再整備工事のため、仮園舎(東駒形 4-22-6)において保育を行っています。令和11年春に仮園舎での保育を終了し、新園舎(現所在地)での保育再開を予定しています。

※4 東あすま保育園は、東京都による現園舎の耐震補強工事のため、平成29年3月から仮園舎(立花 2-32-12 東あすま公園内)において保育を行っています。都の工事が竣工した後、墨田区による内装・設備等の工事を経て、令和8年春に仮園舎での保育を終了し、現園舎での保育再開を予定しています。

公 設 民 営	保育園等名及び地図番号		今後の 運営	0歳保育 受入可能月齢	延長保育 注釈参照	認可定員（クラス別）					所在地	電話
						0	1	2	3	4		
	20	横川さくら保育園※5		生後57日以上	◎	15	18	18			横川 5-9-1	5608-4525
	21	横川さくら保育園分園※5		×	◎		15	15			立花 1-23-5-206	3612-5525
	22	押上保育園		生後57日以上	□	9	14	18	20	40	押上 2-10-17	3623-6030
	23	きんし保育園		×	△		15	18	25	51	江東橋 4-30-2-301	3635-1001
	24	亀沢保育園	☆	満6か月以上	◎	12	18	20	22	44	亀沢 1-27-5	3624-7781
	25	長浦保育園		生後57日以上	◎	12	15	20	20	52	八広 5-10-1-105	3616-7227
	26	水神保育園		×	◎		14	16	20	40	堤通 2-6-9-103	3616-1970
	27	すみだ保育園		×	○		10	12	20	45	墨田 4-22-4-101	3619-5844

※5 横川さくら保育園は0歳児～2歳児クラス、横川さくら保育園分園は1歳児・2歳児クラスまでの保育園です。3歳児クラスからも保育を希望する場合は、他の保育園に転園申込みすることになります。その際、必ずしも希望の保育園に転園できるとは限りません。また、横川さくら保育園分園では、障害のあるお子様はお預かりできません。ご了承ください。

	保育園等名及び地図番号		0歳保育 受入可能月齢	延長保育 注釈参照	認可定員（クラス別）						所在地	電話
					0	1	2	3	4	5		
私立	28	墨田みどり保育園	満8か月以上	○	3	18	18	20	20	20	亀沢 3-7-11	3624-4508
	29	墨田みどり保育園分園	満8か月以上	○	3	18	18	20	20	20	亀沢 3-6-1	6240-4917
	30	ほからか保育園	満6か月以上	◎	4	10	14	14	14	14	墨田 4-30-14	3611-7685
	31	光の園保育学校※6	×	◎	／	24	24	28	28	28	東駒形 4-6-2	5638-5881
		光の園保育学校（両国駅前分園）※6	生後43日以上	◎	12	／	／	／	／	／	両国 4-37-6	
	32	厚生館保育園	生後43日以上	○	9	17	17	19	19	19	立花 5-21-3	3613-1931
	33	幼保連携型認定こども園共愛館保育園	認定こども園（P21「14.認定こども園」をご参照ください。）									
	34	菊川保育園	満3か月以上	◎	9	18	21	24	24	24	江東橋 5-3-3	3633-1888
	35	興望館こども園	認定こども園（P21「14.認定こども園」をご参照ください。）									
	36	東京愛育苑さゆり保育園	満4か月以上	○	8	12	15	15	15	15	東向島 6-7-8	3611-1912
	37	木ノ下保育園	満6か月以上	○	3	5	10	14	14	14	墨田 4-60-13	3612-5458
	38	杉の子学園保育所	満4か月以上	◎	6	20	21	21	21	21	東向島 2-13-6	3619-4153
	39	ナースリー保育園	生後43日以上	○	10	10	10	10	10	10	東向島 6-15-5	3613-3470
	40	育正保育園	生後43日以上	◎	9	15	16	16	17	17	東駒形 1-3-15	5819-3170
	41	こひつじ保育園	生後57日以上	◇	6	13	18	21	21	21	緑 2-23-3	5600-1211
	42	わらべみどり保育園	生後57日以上	◎	9	15	17	17	20	20	緑 3-12-2	5638-1551
	43	本所たから保育園	×	◎	／	9	12	18	18	18	東駒形 4-4-7	5610-3737
	44	すみだ中和こころ保育園	生後57日以上	◎	6	10	11	11	11	11	菊川 1-18-5	6666-9449
	45	両国・なかよし保育園	生後57日以上	◎	9	15	18	19	19	19	両国 1-10-7	5638-5835
	46	小梅保育園	生後57日以上	◎	6	6	9	13	13	13	向島 3-42-1	3829-3663
	47	すみだ川のほとりに笑顔咲くほいくえん	生後57日以上	◎	6	11	12	12	12	12	立川 2-12-16	6666-9446
	48	まなびの森保育園錦糸町	生後57日以上	◎	6	12	12	13	13	13	太平 2-4-4	5610-0720
	49	グローバルキッズ押上園	生後57日以上	◎	9	18	18	20	20	20	押上 2-19-20	5608-3334
	50	両国すきっぷ保育園	生後57日以上	◎	9	10	10	10	10	11	両国 4-25-9	5625-2200
	51	のびのび保育園 （0～2歳はキッズ館、3～5歳はジュニア館）	生後43日以上	◎	8	8	8	9	9	9	千歳 3-8-13 （キッズ館） 千歳 2-9-8 （ジュニア館）	3634-0086
	52	すこやか錦糸保育園	生後43日以上	◎	12	12	12	12	12	12	錦糸 3-7-1	3623-3740
	53	AIAI NURSERY 錦糸町	満3か月以上	○	6	6	7	7	7	7	亀沢 4-5-4	6284-1609
	54	ういず東駒形保育園	生後57日以上	◎	6	8	10	12	12	12	東駒形 2-9-9	6240-4053

※6 光の園保育学校は、0歳児クラスは分園にて保育を行い、1歳児クラスになると本園へ通園します。他の認可保育施設へのお申込みも可能ですが、必ずしも希望の保育園に転園できるとは限りません。

私 立	保育園等名及び地図番号		0歳保育 受入可能月齢	延長保育 注釈参照	認可定員（クラス別）						所在地	電話
					0	1	2	3	4	5		
	55	ベネッセ 菊川北保育園	生後57日以上	◎	6	11	11	11	11	11	立川 4-10-9	5625-3516
	56	小学館アカデミーひきふね駅前保育園	生後57日以上	○	9	10	10	10	10	10	京島 1-1-1-314	3610-8178
	57	チェリッシュあおぞら保育園	生後57日以上	○	6	12	12	12	12	12	緑 4-38-1	5638-3177
	58	チェリッシュ曳舟保育園	生後57日以上	○	6	12	12	14	14	14	東向島 2-36-3	6661-8400
	59	アスク両国保育園	生後57日以上	◎	6	12	12	12	12	12	石原 2-7-3	5608-4382
	60	向島ひまわり保育園	生後57日以上	◎	6	10	13	16	16	16	向島 3-22-8	5610-3981
	61	アウトピア保育園	生後57日以上	◎	6	8	8	8	8	8	緑 2-5-12	6659-6233
	62	そらまめ保育園すみだ横川	満3か月以上	◎	6	18	18	20	30	30	横川 1-1-10	5637-8709
	63	ひらがなのツリーほいくえん	生後57日以上	◎	6	10	11	11	11	11	業平 3-9-2	6658-4417
	64	キッズガーデン墨田八広	生後57日以上	◎	12	15	15	20	20	20	八広 2-54-9	6657-5451
	65	ミアヘルサ保育園ひびき曳舟	生後57日以上	◎	6	8	10	12	12	12	東向島 2-42-5	6657-4691
	66	石原ここわ保育園	生後57日以上	○	6	10	10	10	10	10	石原 3-5-7	6658-5853
	67	まなびの森保育園曳舟	生後57日以上	◎	6	11	12	13	13	13	京島 1-44-17	3618-8688
	68	わらべ向島保育園	生後57日以上	◎	6	6	6	17	18	18	向島 3-19-5	5610-2311
	69	わらべ向島保育園分園※7	生後57日以上	◎	9	10	10	／	／	／	向島 4-2-14	3625-1131
	70	うれしい保育園八広	生後57日以上	◎	9	13	15	15	15	15	八広 4-33-9	5655-2321
	71	にじいろ保育園向島	生後57日以上	◎	6	9	10	15	15	15	向島 5-13-18	6658-5851
	72	まなびの森保育園八広	生後57日以上	◎	6	11	12	13	13	13	八広 6-27-6	6661-8630
	73	アスク緑保育園	生後57日以上	◎	6	9	10	11	12	12	緑 1-5-9	5625-3021
	74	グローバルキッズ八広園	生後57日以上	◎	6	12	12	12	14	14	八広 5-5-12	6657-0511
	75	たんぼぼ保育所八広園	生後57日以上	◎	6	10	12	15	15	15	八広 5-20-5	5655-1031
	76	キッズガーデン業平	生後57日以上	◎	9	12	12	15	15	15	業平 3-1-6	5637-8600
	77	キッズガーデン第二墨田八広	生後57日以上	◎	6	10	11	12	12	12	八広 6-34-1	6661-8481
	78	さくらさくみらい東向島	生後57日以上	◎	6	9	10	15	15	15	東向島 3-20-8	6661-8739
	79	AIAI NURSERY 石原	満3か月以上	◎	6	10	11	11	11	11	石原 4-37-4	5637-7302
	80	キッズパートナー菊川	X	◎	／	12	12	12	12	12	菊川 3-19-2	6659-9463
	81	にじいろ保育園菊川	生後57日以上	◎	6	10	12	14	14	14	立川 3-18-13	5669-0397
	82	グローバルキッズ曳舟保育園	生後57日以上	◎	6	12	12	12	14	14	京島 3-62-5	6657-2818
	83	すこやか本所保育園	生後57日以上	◎	6	10	11	11	11	11	本所 2-13-9	6456-1734
	84	タムスわんぱく保育園墨田	生後57日以上	◎	15	18	20	20	20	20	亀沢 3-24-1	6658-5921
	85	クオリスキッズ菊川保育園	X	◎	／	10	11	12	12	12	立川 4-13-29	6659-9644
	86	（公私連携型保育所）クローバーこども園	生後57日以上	◎	11	19	20	20	20	20	八広 1-6-22	6657-1622
	87	ベネッセ菊川保育園	X	◎	／	10	12	14	14	14	立川 4-6-6	5638-6307
	88	（公私連携型保育所）あおやぎ保育園	生後57日以上	□	12	20	22	22	22	22	東向島 4-37-17	3614-6789
	89	マミーズエンジェル墨田みなみ保育園※8	X	◎	／	5	6	10	6	3	亀沢 4-24-13 1F	3621-8825
	90	あづま幼稚園	認定こども園（P21「14.認定こども園」をご参照ください。）									

※7 わらべ向島保育園分園は0歳児～2歳児クラスまでの園です。土曜日の保育はわらべ向島保育園で行います。3歳児クラスからは本園へ通園します。他の認可保育施設へのお申込みも可能ですが、必ずしも希望の保育園に転園できるとは限りません。

※8 マミーズエンジェル墨田みなみ保育園は、認可定員を随時変更する予定です。在園児童については、「保育が必要な事由（P4、P30参照）」に該当する限り、5歳児クラス終了まで在園できます。

■ 公設公営保育園における大規模修繕工事について

公設公営保育園では、次のとおり大規模修繕工事を予定しています。工事期間中は保育内容の一部に変更が生じる場合がありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

大規模修繕工事予定年月日	保育園名
令和8年度	花園保育園、たちばな保育園、八広保育園
令和9年度	寺島保育園、しらひげ保育園

■ 公設民営保育園とは

指定管理者制度を導入した、民間事業者が運営する公設の保育園です。指定管理者制度は、平成15年6月の地方自治法により定められた制度です。増加、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ることを目的としています。

[参考]指定管理者制度（公設民営）を導入している園

保育園名	指定管理者	指定期間
横川さくら保育園・分園	（社福）希望福祉会	令和4.4.1～令和9.3.31
押上保育園	（社福）雲柱社	令和6.4.1～令和11.3.31
きんし保育園	（社福）仁風会館	令和6.4.1～令和11.3.31
亀沢保育園	（社福）清心福祉会	令和5.4.1～令和10.3.31
長浦保育園	（社福）わかば会	令和6.4.1～令和11.3.31
水神保育園	（社福）宝樹会	令和7.4.1～令和12.3.31
すみだ保育園	ミアヘルサ（株）	令和3.4.1～令和8.3.31/ 令和8.4.1～令和13.3.31

■ 公私連携型保育所とは

区が、設置・運営主体である民間事業者と連携し、土地・建物など必要な設備の譲渡、貸付その他の支援を行うとともに、人員配置や提供する保育等の運営に関与し、適正な運営が行われるよう協定を締結して設置する民設民営の保育所です。

[参考]公私連携制度を導入している園

導入年度	保育園名
令和4年度	クローバーこども園
令和6年度	あおやぎ保育園

☆ 今後の運営形態

墨田区公設保育所整備計画に基づき、次のとおり、公設保育園に公私連携制度を導入し、公私連携型保育所（民設民営園）を開設する予定です。

導入年度	保育園名
令和10年度	亀沢保育園
令和11年度	文花保育園 ※

※文花保育園について

- ・ 本園は、近隣の文花一丁目団地跡地（文花1丁目28番、29番1）に保育所を新築し、令和11年4月（予定）に移転します。また、児童発達支援事業所等との併設施設とし、インクルーシブ保育を実施します。
- ・ 移転時に在園している園児については、令和11年4月から新園で保育を実施します。
- ・ 公私連携制度の導入に伴い、運営主体が公設から民営に変更になります。運営事業者は令和8年度以降、公募により選定します。

（今後の運営形態、整備計画等に関するお問い合わせ）子育て支援課子育て計画担当 TEL03-5608-6084

14. 認定こども園

(1) 認定こども園とは

就学前の児童に幼児教育と保育を一体的に提供するとともに子育て支援事業を実施する施設です。保育機能を利用できるのは、認可保育施設と同様に、保育の必要性について2号又は3号認定を受けた方です。(P3「2. 保育の必要性の認定」について参照)

認定こども園を希望する場合は、通常の認可保育施設と同様に区役所で受付し、利用調整を行います。なお、3歳以上で幼児教育のみを希望する場合(1号認定)は、施設が直接申込みを受け、決定しますので、お問合せ・お申込みについては直接施設にご確認ください。

地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型に分類されます。

(2) 区内認定こども園一覧

令和7年11月1日現在

◎幼保連携型・・・認可幼稚園と認可保育所の両方の設置基準を満たした単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ

認定こども園名 及び地図			0歳保育 受入可能 月齢	認可定員(2号及び3号認定部分)						保育時間	所在地	電話
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳			
私立	33	幼保連携型 認定こども 園共愛館保 育園	生後 43日 以上	12	22	24	24	24	24	午前7時15分 ～午後8時15分 (午後6時15分 ～午後8時15分 は延長保育)	押上 3-53-6	3617-4460
	35	興望館 こども園	生後 43日 以上	15	18	24	24	24	25	午前7時15分 ～午後7時15分 (午後6時15分 ～午後7時15分 は延長保育)	京島 1-11-6	3611-1880

◎幼稚園型・・・認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

認定こども園名 及び地図			0歳保育 受入可能 月齢	認可定員(2号及び3号認定部分)						保育時間	所在地	電話
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳			
私立	90	あづま 幼稚園※	×				3	3	3	午前9時00分 ～午後5時00分 (午前8時00分 ～午前9時00分 は時間外保育 (60分300円))	文花 1-25-7	3612-4558

※ あづま幼稚園は、土曜日保育を行いません。また、事前に施設で面接を受けていただき、「施設確認証明書」を添付してお申込みとなります(P12参照)。なお、入園料・制服費・学習用品代等の経費がかかります。

※ あづま幼稚園は、障害のあるお子様のお預かりができません。乳・卵・エビ・カニはアレルギー対応可能ですが、外部搬入のため、工場のラインで接触の可能性があり、完全除去はできません。

15. 小規模保育事業所

(1) 小規模保育事業所とは

墨田区の保育ニーズにこたえるため、子ども・子育て支援に関する制度の小規模保育の基準に、墨田区独自の基準を一部上乗せして墨田区が認可した保育所です。0歳児保育・11時間以上の開所を行っています。小規模保育事業所の利用に際しては、保育の必要性の認定「3号認定」を受けている必要があります。

◎お預かりするお子様の人数や、定員等に対する職員配置の基準等から以下の3つの型があります。

- ・「A型：常勤保育士を10割配置する。（認可保育園に準じた職員配置）」
- ・「B型：常勤保育士を6割以上配置する。（認証保育所に準じた職員配置）」
- ・「C型：家庭的保育事業者1人に対してお子様は3人以下とする。（家庭的保育事業所に準じた職員配置）」

■休 所 日■ 日曜日・祝日・年末年始 ■開 所 時 間■ 午前7時15分～午後6時15分

■保 育 時 間■ 内定後の面接で、保育の必要性の認定区分「標準時間保育」又は「短時間保育」を基に、保護者の就労時間・通勤時間等を考慮して決まります。また、入所後お子様が保育所に慣れるまで、短い時間からはじめて、段階的に通常の保育時間にしていきます。ご協力をお願いします。

(2) 区内小規模保育事業所一覧

令和7年11月1日現在

保育園名及び地図番号		0歳保育 受入可能月齢	型	延長保育 ※1参照	認可定員			所在地	電話
					0歳	1歳	2歳		
a	ぶれあ保育園・小村井	生後57日以上	A型	○	3	8	8	立花5-24-11 1F	5631-3140
		・土曜日の延長保育を行っていません。 ・延長保育は、スポット延長保育となります。							
b	ぶどうの木保育室	満8か月以上	A型	○	3	12		東駒形4-4-8 1F	3626-4360
		・0歳児クラスの認可定員は3名ですが、当面募集はしません。 ・光の園保育学校から給食を搬入します。 ・乳・卵のみアレルギー対応いたします。 ・土曜日の保育は、光の園保育学校で行います。・土曜日の延長保育を行っていません。							
c	八広ぶどうの木保育室		A型	○		12		八広6-37-5 1F	6657-1157
		・乳・卵のみアレルギー対応いたします。 ・土曜日の保育は、光の園保育学校で行います。・土曜日の延長保育を行っていません。							
d	ちゃのま保育園横川	満3か月以上	A型	○	2	8	8	横川4-9-8 1F	6240-4332
		・小麦・大豆・ごま等のアレルギーには対応できません。（乳・卵のみ対応） ・延長保育は、スポット延長保育となります。							
e	キャリー保育園東向島	生後57日以上	A型	○	2	10		東向島5-36-10	3613-5115
f	未来っ子保育園東向島園	生後57日以上	A型	□	3	8	8	東向島5-18-1 1F	3618-8270
		・土曜日の延長保育を行っていません。							
g	ちゃのま保育園両国		A型	○		6	6	緑1-20-12-101	6659-6505
		・小麦・大豆・ごま等のアレルギーには対応できません。（乳・卵のみ対応） ・土曜日の保育は、ちゃのま保育園横川で行います。・延長保育は、スポット延長保育となります。							
h	ル・アンジェ両国保育園	生後57日以上	A型	○	3	8	8	両国1-17-6 1F	5669-0595
		・土曜日の延長保育を行っていません。							

※1 延長保育 ○⇒午後7時15分まで □⇒午後7時45分まで

- ・小規模保育事業所では、障害のあるお子様はお預かりできません。但し、キャリー保育園東向島、未来っ子保育園東向島園、ル・アンジェ両国保育園では、障害をお持ちのお子様もお預かりできる場合があります。事前に保育園にご相談ください。
- ・アレルギー対応については、各園の調理施設の規模や構造、調理師の人数等により対応できない事があり、お弁当やおやつ等の持参をお願いする場合があります。詳細は各施設へお問い合わせください。

16. 家庭的保育事業所(保育ママ)

(1) 家庭的保育事業所(保育ママ)とは

子ども・子育て支援に関する制度に基づき、墨田区独自の基準を一部上乘せして認可した保育施設の事業です。家庭的保育事業者の自宅等で、家庭的雰囲気の中、最大5人までの少人数保育の特徴を生かした保育です。家庭的保育事業所を利用される方は、生後57日以上3歳未満(4月1日現在)のお子様で、保育の必要性の「3号認定」を受けている必要があります。

◎家庭的保育事業者とは、保育士の有資格者又は都の指定機関での研修受講者を区が認可しています。
家庭的保育事業者1人につき1~3名(補助者がいる場合5名まで)のお子様をお預かりします。

■休 所 日■ 日曜日・祝日・年末年始

■基本開所時間■ 午前8時30分~午後5時



■保 育 時 間■ ①午前8時30分~午後4時30分又は②午前9時~午後5時

保育時間は①②いずれかを保護者の方に選択していただきます。

標準時間認定で入園を申込みされた場合でも、家庭的保育事業所に入室が決定した場合は、
短時間保育認定(8時間)に変更していただきます。

■時間外保育■ 認可保育園の延長保育とは保育時間や料金が異なります。
選択した8時間の保育時間を超える場合は有料となりますが、利用可能時間内で時間外保育としてお預かりします。
料金は30分300円、1時間600円です。決められた日までに家庭的保育事業所にお支払いください。※利用可能時間以外はお預かりできません。

■同意書について■ 家庭的保育事業所の利用申込みには同意書の提出が必要です。同意書は家庭的保育事業者の疾病等により急ぎょ休止・廃止になる可能性があることや、利用期間が限定されている(※2)等、家庭的保育事業所の特性をご理解いただき、利用申込みをしていただくためのものです。

■ そ の 他 ■

- ・家庭的保育事業所(保育ママ)は、認可保育施設ですが、個人事業のため、保育園とは内容に異なる部分があります。
- ・給食は、自園で調理をして提供します。
離乳食はできる限り初期食又は中期食から対応します。
宗教等で食材に制限がある場合や、食物アレルギー食はできる限り対応しますが、状況によりお弁当、おやつ等持参をお願いする場合があります。
- ・保育料は認可保育施設の基準額に準じるため、通常保育料は無償です。時間外保育料については、毎月、月末までに家庭的保育事業者に直接お支払いください。
- ・家庭的保育事業者が研修、私用などで休暇を取る場合、連携園等で代替保育を行うため、いつもの保育室と異なる場所で保育することがあり、保護者の送迎ルートも変わることがあります。
- ・家庭的保育事業所は保育の形態上、障害をお持ちのお子様はお預かりすることができませんのでご了承ください。
- ・家庭的保育事業者の事情により長期間休止・廃止する場合があります。なお、休止・廃止により転所となる場合、利用調整において優先的な措置はありません。

(2) 家庭的保育事業所（保育ママ）一覧

令和 7 年 11 月 1 日現在

保育室名 (保育ママ氏名)	住所	定員	利用可能時間	備考
かぁかん家保育室 (鈴木 まり子)	八広 3 丁目	4	午前 8 時～午後 5 時 30 分 03-3616-4048	令和 9 年 3 月 31 日で 保育室終了
加代ママ保育室 (山本 加代)	東向島 2 丁目	5	午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分 090-1041-4282	
めだか保育室 (石山 好子)	押上 3 丁目	5	午前 8 時～午後 5 時 30 分 080-4650-8943	
はじめのいーぽ 保育室 (山本 輝美)	京島 3 丁目	5	午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分 090-8882-2739	
つつみ保育室 (岸本 貴子)	向島 1 丁目	5	午前 8 時～午後 6 時 00 分 03-6657-4104	

※1 保育室の見学を希望される方は、利用可能時間の一覧に記載の電話番号に直接お申込みください。
(12:00～15:00 の間にご連絡くださると助かります。この時間帯以外はつながりにくい場合がありますので、ご了承ください。)

※2 家庭的保育事業者の定年等の事情により、1 年又は 2 年のみの在室となる場合があります。
なお、保育室終了時点でクラス年齢が 0・1 歳である場合は、調整指数の条件番号 13 (P26 参照) の対象とはなりませんのでご注意ください。

(お問い合わせ) 〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20
墨田区役所 4 階 子ども施設課保育給付担当 Tel03-5608-1248 (直通)



17. 墨田区利用調整基準(選考基準)

(1) 基準指数

※原則各入所月の締切日(P7 参照)を基準日とし利用調整を行います。

提出書類(本書 P11 の「7.申込みの時に必要な書類」に記載のあるもの)を基に「保護者の状況」の「類型」を決め、その内容を以下の表にあてはめて、父母それぞれの指数を合算し、世帯の基準指数とします。

「保護者の状況」が複数の「類型」に該当する場合、その複数の「基準指数」を重複して加算することはできません。

番号	保護者の状況			基準指数
	類型	細目		
1	就労	外勤・自営	週 5 日以上 週 40 時間以上の就労を常態	20
2			週 5 日以上 週 37 時間以上の就労を常態	18
3			週 5 日以上 週 35 時間以上の就労を常態	16
4			週 4 日以上 週 30 時間以上の就労を常態	14
5			週 4 日以上 週 24 時間以上の就労を常態	12
6			週 3 日以上 週 18 時間以上の就労を常態	10
7			週 3 日以上 週 12 時間以上の就労を常態	8
8		内職	週 3 日以上 日中週 12 時間以上を常態	6
9	妊娠	妊娠中（下記の「出産」に該当する期間を除く）の者		5
10	出産	出産予定月を中心に前後 2 か月の計 5 か月の期間にある者		12
11	疾病又は負傷	入院	入所希望日から 1 か月以上の入院の予定	20
12		居宅内療養	寝たきり、精神性・感染性疾病	20
13			常時安静を要する場合、又は週 3 日以上通院・通所	14
14			上記以外の一般療養中	8
15	障害	身体障害者手帳 1～2 級、愛の手帳保持、精神障害者保健福祉手帳保持		20
16		身体障害者手帳 3 級		16
17		身体障害者手帳 4 級～6 級		12
18	介護又は看護	寝たきりの者・心身障害者等の介護・看護・付添い 又は、週 3 日以上通院・通所・入院の付添い（指数は番号 1～7 を準用）		8～20
19		上記以外で介護・看護を必要とする場合		8
20	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		20
21	求職活動 （内定を含む）	週 5 日以上 週 40 時間以上の就労を常態とするものに内定		12
22		週 5 日以上 週 35 時間以上の就労を常態とするものに内定		10
23		週 3 日以上 週 12 時間以上の就労を常態とするものに内定		6
24		上記以外の内定、又は就労先未定		4
25	就学・職業訓練	学校教育法に定める学校、専修学校、各種学校、又は職業訓練校に通学 （指数は番号 1～7 を準用）		8～20
26		上記に内定している場合（指数は番号 21～24 を準用）		4～12
27	虐待・DV	児童虐待防止法第 2 条又は配偶者暴力防止法第 1 条の対象者と認められている場合		20
28	不存在	死亡・離別・行方不明・拘禁等によるもの		20
29	その他	前各号に掲げるもののほか、保育施設の利用が必要であると認められる場合		4～20

◎ 基準指数についての注意事項

※ 就労時間には休憩時間も含まれます。ただし、勤務時間中に家事・育児を行う場合は、就労時間から除きます。

※ 「疾病又は負傷」に該当するには、病状内容確認書又は診断書において「保育不可であること」および「診療期間」の記載が必要です。

(2) 調整指数 …… 基準指数に加算・減算します。

条件番号	条 件	調整指数
1	保護者が生活保護等を受けており、かつ、就労又は就労内定しているとき。	6
2	保護者が生活保護等を受けており、かつ、自立する意欲があると認められるとき。	4
3	保護者が生活保護等を現在は受けていないが、今後受ける可能性が高いと認められるとき。	2
4	ひとり親家庭（離婚、未婚、死亡、拘禁等）に該当し、かつ、申込児童の居所の近隣に当該児童を保育することが可能な祖父母がいないとき。	7
5	ひとり親家庭（離婚、未婚、死亡、拘禁等）に該当し、かつ、申込児童の居所の近隣に祖父母が居住しており当該児童を保育することが可能なとき。	3
6	ひとり親家庭に準すると認められる場合で、かつ、申込児童の居所の近隣に当該児童を保育することが可能な祖父母がいないとき。	5
7	ひとり親家庭に準すると認められる場合で、かつ、申込児童の居所の近隣に祖父母が居住しており当該児童を保育することが可能なとき。	2
8	保護者が入院により保育に当たることができないとき（基準指数の細目が入院に該当する者に限る）。	3
9	主たる稼働者が解雇、倒産等の理由により、早急に就労を要するとき（基準指数の類型が求職活動の者に限る）。	6
10	申込児童が、身体障害者手帳、愛の手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳を保持する場合、又はそれと同程度の障害があると認められる場合。	4
11	申込児童が、双子以上の児童であるとき（ともに新規入園の申込みの場合に限る）。	2
12	区内の家庭的保育事業所（保育ママ）及び区内の小規模保育事業所から認可保育園への転所を希望する場合。	1
13	2 歳児クラスで保育が終了する区内の認可保育施設からの卒園に伴う 4 月転所申込みの場合。	8
14	別々の認可保育施設に在籍している兄弟姉妹について、兄弟姉妹が引き続き在籍する認可保育施設への転所を希望するとき。（当該兄弟姉妹が条件番号 13 又は 17 に該当し、転所を希望している場合は、その転所希望先施設についても「引き続き在籍する認可保育施設」とみなす。ただし、兄弟姉妹ともに区外の認可保育施設に在籍している場合は対象外とする。）	7
15	兄弟姉妹が引き続き在籍する認可保育施設への新規入所を希望するとき（転所は除く）。（当該兄弟姉妹が条件番号 13 又は 17 に該当し、転所を希望している場合は、その転所希望先施設についても「引き続き在籍する認可保育施設」とみなす。ただし、当該兄弟姉妹が区外の認可保育施設からの転所を希望している場合は対象外とする。）	3
16	同時に 2 人以上の児童の認可保育施設への新規入所を希望するとき（転所は除く）。	1
17	転入又は区内での転居により、認可保育施設を変更することがやむを得ないと認められるとき。	1
18	申込児童を現在、認可外保育室等に月極契約で月 48 時間以上預けているとき。	2
19	基準指数の類型が就労に該当する保護者が、身体障害者手帳 1 級から 3 級まで、愛の手帳 1 度から 3 度まで又は精神障害者保健福祉手帳 1 級から 3 級までを保持するとき。	1
20	基準指数の類型が就労に該当する保護者が、介護又は看護を行っているため、就労が制限されているとき（介護・看護を行うことにより基準指数の番号 1 に到達できない者に限る）。	1
21	各申込み締切日時点で、保護者が産前・産後休暇又は育児休業を取得している場合で、復職を予定しているとき。（条件番号 18 に該当するものを除く。）なお、条件番号 16 に該当する場合、育児休業対象児童以外の児童にも適用する。	2
22	保護者の勤務実績が正規の勤務日数の 50% 以下であると判断される場合（直近 3 か月のうちひと月でも該当すれば適用する）。	-2
23	申込児童の祖父母が同居しており、当該児童を保育することが可能な場合。	-2
24	3 か月以上の保育料の滞納がある場合（ただし、すでに当該滞納に対する納付相談を行い、分割納付等を開始し、かつ現在も分割納付等が継続している場合を除く）。	-5
25	墨田区に勤務地のみがあるまたは隣接区に在住しており、管外受託となる世帯（転入予定者は除く）。	-1
26	児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められるとき。	1～5

◎ 調整指数についての注意事項

- ※ 番号 4、5 の「ひとり親家庭」とは、墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第 2 条に規定する家庭を指します。
例）父母が離婚、父又は母が死亡、生死不明、拘禁、未婚、DV 防止法による保護命令等
- ※ 番号 4～7 の「近隣」とは、申込児童の居所から直線距離 100m 以内を指します。
- ※ 番号 9 の適用に、自己都合による退職は除きます。
- ※ 番号 10 の「同程度の障害」は、P12 に記載の証明書が必要です。
- ※ 番号 12 と番号 13 の両方に該当する場合は、番号 13 が適用されます。
- ※ 番号 12 と番号 17 の両方に該当する場合は、番号 12 が適用されます。
- ※ 番号 13 と番号 17 の両方に該当する場合は、番号 13 が適用されます。
- ※ 番号 13 の「2 歳児クラスで保育が終了する区内の認可保育施設」とは、江東橋保育園分園（令和 7 年 4 月以降に入所した児童のみ）、横川さくら保育園、横川さくら保育園分園、家庭的保育事業所（保育ママ）及び小規模保育事業所を指します。また、チェリッシュあおぞら保育園曳舟分園が令和 7 年 4 月から「3 歳児クラスで保育が終了する区内の認可保育施設」から 5 歳児クラスまでの保育施設へと変更になったことに伴い、令和 6 年 12 月までに入所した児童について 4 歳クラスから転園申込みをした場合は、番号 13 が適用されます。
- ※ 番号 13 でいう「卒園」とは、保育施設の利用可能年齢が満了する（4 月以降進級できるクラスがない）状態を指します。
- ※ 番号 13 に該当する場合は、番号 16 は適用されません。
- ※ 番号 12、13、14 は、墨田区内を勤務地とし、墨田区外に居住する世帯及び隣接区に居住する世帯は対象となりません。
- ※ 番号 17 は、原則として直線距離 2 km 以上の転居を理由としたものに適用されます。
- ※ 番号 18 は、保育施設受託証明書の添付が必要です。（ただし、認可外保育室等との契約書（保育施設受託証明書と同じ内容が記載されているもの）でも可）
- ※ 番号 18 と番号 21 の両方に該当する場合は、番号 18 が適用されます。
- ※ 番号 21 は、提出された就労証明書等の「育児休業の取得期間」で確認します。育児休業期間を延長した場合は、必ず育児休業証明書を提出してください。なお、基準指数の類型が「就労」の場合のみ適用されます。また、出生前の申込者については、就労証明書等により、締切日時点で取得予定と確認できる場合に適用されます。
- ※ 番号 23 は、64 歳以下（令和 8 年 4 月 1 日現在）の祖父母と同居している場合で、その方の就労証明書、病状内容確認書等の保育をすることができない証明書類の提出がない場合に適用されます。

(3) 優先順位

基準指数と調整指数の合計が同一の場合、次の順位により決定します。(※1)

順位	項目	備考
1	緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯 (虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要と認められる場合等)	
2	保護者のいずれかの類型が不存在である	
3	保護者のいずれかが各月の申込み締切日時点で単身赴任中又は海外赴任中で、かつ入所希望日以降もその状態が継続する予定である	※2
4	申込児童と同居する親族(保護者含む)が身体障害者手帳、愛の手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳を保持し、又は要介護の認定を受けている場合	
5	保護者が保育士、保育教諭もしくは放課後児童支援員として、月120時間以上勤務している場合、又は月120時間以上勤務予定の場合	保護者の両方が該当する世帯を上位とする
6	前年度の住民税が非課税である世帯	保護者の前年度(1月から3月までの入所選考にあたっては、当該年度)の区民税(市町村民税)所得割の合計金額により判定
7	前年度の区民税(市町村民税)所得割の合計額が48,600円未満の世帯 (保育料(利用者負担額)算定における所得階層区分がD5以下の世帯。ただし、非課税世帯に該当する世帯は除く。)	
8	父母の基準指数(調整指数を付する前の指数)の合計が高い世帯	
9	母の基準指数(調整指数を付する前の指数)が高い世帯	父子世帯の場合は父の基準指数
10	母の類型が以下に該当する 優先順位は ①就労 ②出産 ③妊娠 ④疾病・負傷 ⑤障害 ⑥介護・看護 ⑦災害復旧 ⑧求職活動 ⑨就学・職業訓練 の順とする	父子世帯の場合は父の基準指数
11	父の類型が以下に該当する 優先順位は ①就労 ②出産 ③妊娠 ④疾病・負傷 ⑤障害 ⑥介護・看護 ⑦災害復旧 ⑧求職活動 ⑨就学・職業訓練 の順とする	
12	新規入所(申込児童が墨田区の認可保育施設に入所していない)申込みである	※3
13	養育している子どもの人数の多い世帯	※4
14	保育料の滞納が無い世帯	
15	各申込み締切日時点で、墨田区に引き続き居住している期間が長い世帯	保護者のうち期間の長い者で判定 ※5
16	保護者の前年度(1月から3月までの入所選考にあたっては、当該年度)の区民税(市町村民税)所得割の合計額が低い世帯	※6

◎優先順位についての注意事項

- ※1 父母以外の者が保護者の場合はそれぞれ読み替えて適用します。
- ※2 単身赴任又は海外赴任は上記に該当する旨を勤務先が証明する場合に限り適用します。
- ※3 2歳児クラスで保育が終了する認可保育施設からの卒園及び3歳児クラスで保育が終了する認可保育施設からの卒園に伴う4月転所申込みの場合は新規入所申込として扱います。
- ※4 申込締切日時点で平成19年4月2日以降に生まれた子ども(出生前申込み児童を含む)の人数で計算します。
- ※5 区外に転出後、再転入しても、期間の通算はしません。最後に墨田区に転入した日から起算し判定します。
- ※6 前年度住民税未申告又は課税額が確認できない場合は最下位とします。区市町村民税を計算するとき、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除等の規定は、適用されません。



18. よくあるご質問

Q1：公立・私立・公設民営保育園の違いはなんですか。

A1：公立保育園は区が設置・運営しています。私立保育園は民間事業者や社会福祉法人などが設置・運営しています。そのため、私立保育園では、保育方針や施設の雰囲気などにそれぞれの特色があります。公設民営保育園は、公立保育園の運営を民間事業者や社会福祉法人に委託しています。

Q2：募集のあるところにしか申込みできませんか。希望順位は選考に影響しますか。

A2：申込みの時点で募集がなくても、お申込みは可能です。急な退園などにより利用調整（選考）中に空きが生じることもあります。なお、「第一希望だから有利、第〇希望だから不利」、また、「第一希望のみだから有利」ということはありません。

例月の募集数はこちら→



Q3：入園の選考方法は、先着順ですか。抽選ですか。

A3：先着順や抽選ではなく、書類選考です。P25～26 の利用調整基準（選考基準）に基づき、提出された書類をもとに点数（指数）を付け、区の利用調整会議（選考会議）において世帯の点数の高い順に内定します。点数が同点となった場合は、P27 の優先順位により決定します。

Q4：入園の申込みをしましたが、入園ができませんでした。翌月以降も毎月申込みが必要ですか。

A4：申込書を受理してから、令和8年12月入所分までは申込書は有効なので、毎月の申込みは不要です。ただし、「希望認可保育施設の変更」「就労証明書上の育児休業期間を延長した」「就労状況の変更」「認可外保育室等に預け始めた」「下のお子様を妊娠した」など、当初の申込時と状況が変わった場合は、各月締切日までに必要書類を提出してください。

Q5：入園できず待機していますが、認可保育施設に空きが出たら連絡は来ますか。保育施設利用調整結果（入所保留）通知書は、毎月送られてきますか。



← 保育利用状況照会
はこちら

A5：空きが出た場合の連絡は行っていません。内定した場合に電話連絡をします。また、保育施設利用調整結果（入所保留）通知書は申込みをした最初の月のみ送付します。それ以降のお知らせはしませんが、「保育の利用（認可保育施設への入所）の状況等についての照会」を申請された場合は照会希望月の入所保留状況について文書で回答をお送りします。空き情報は、Q2 の QR コードから確認できます。

Q6：子どもに障害があります。入園できますか。

A6：病状内容確認書が必要です。認可保育施設は、設備や環境により受け入れ状況に違いがあります。公設民営および私立の認可保育施設を希望する場合は、事前に園を見学し、お子様の状態をご確認ください。公設公営の認可保育施設を希望する場合は、申込み前に子ども施設課入園係にご相談ください。受け入れ態勢が整っていない場合、入園ができないこともありますので、ご理解をお願いいたします。

特別な支援が必要なお子様の場合は、事前に子ども施設課入園係にご相談ください。医療的ケアが必要なお子様向けに、居宅訪問型保育事業も行っています。詳細は、P10「居宅訪問型保育事業（医療的ケア対応）について」をご参照ください。

Q7：転所申込みをして内定したのですが、内定を辞退して元の認可保育施設に戻ることはできますか。

A7：4月（一次）の利用調整において、転所希望で内定した場合、現在在園中の認可保育施設には別の希望者が内定しているため、元の認可保育施設には戻れませんので、退園していただくことになります。転所の申込みを取り下げる場合は、各月の締切日までに必ずご連絡ください。詳細についてはP30「19.内定や入所・転所の辞退」をご参照ください。

Q8：1日の就労時間数はどのように計算するのですか。

A8：雇用契約の就労開始時間から終了時間までが基本です。（就労時間には休憩時間も含まれます。ただし、勤務時間中に家事・育児を行う場合は、就労時間から除きます。）

Q9：求職活動中で申込んでいます。入園後働く予定ですが、何時間以上働かなければいけないのでしょうか。

A9：月48時間以上の就労が必要です。

Q10：入園後、子どもが認可保育施設に慣れるまで、短い時間から預け始めることはできますか。

A10：入園後、お子様が認可保育施設の生活に慣れるまで、短い時間から始めて、段階的に通常の保育時間にしていきます。「慣れるまで保育」「慣れ保育」などと呼んでいます。

Q11：認可保育施設は何時から何時まで預けることができますか。

A11：お子様をお預かりする時間は、内定した認可保育施設で面接を行い、認定の利用区分「標準時間保育」又は「短時間保育」を基に、保護者の就労時間・通勤時間等を考慮して決まります。「標準時間保育」の場合は、午前7時15分～午後6時15分までの間で最大11時間、「短時間保育」の場合は、午前9時～午後5時までの間で最大8時間です。これらの時間を超えて保育を必要とする場合は、それぞれ延長保育の対象となります。

Q12：保育料（利用者負担額）はいくらになりますか。

A12：令和7年9月から、墨田区で保育料を算定する認可保育施設を利用するお子様の通常保育料（利用者負担額）が無償となりました。ただし、延長保育、スポット延長保育、教材費等は無償化対象外のためご利用された場合はお支払いが必要です。詳細についてはP31～33をご参照ください。

Q13：入園後、育児休業から復職する予定ですが、復職後の働き方に制約はありますか。

A13：育児休業中でお申込みの場合、育児休業から復職するときは、原則として、産休前と同一の勤務先及び勤務時間での復職が必要となります。ただし、「育児のための勤務時間の短縮」については、勤務先が制度として認めているものに限り利用できます。また、勤務条件は同じでも復職時の転職も認めていません。詳細についてはP16「12.産前・産後休暇、育児休業取得中の方へ」をご参照ください。

Q14：申込みをした後に保護者の状況が変わってしまった場合、内定取消になりますか。
（例、申込時に就労していた勤務先を退職した等）

A14：各入所月の締切日（P7 参照）の状態をもとに指数を算定し、利用調整を行っているため、内定が取消になります。ただし、一定の条件を満たせば、内定取消とならない場合もありますので、入園係にご確認ください。

Q15：4月1日に入所後すぐに第二子の出産が控えています。
里帰り出産するために4月1日から休園の制度を利用することができますか。

A15：入所した月の初日から休園制度を利用することはできません。認可保育施設は、保育の必要性を考慮して入所する児童を決めているため、入所月初日から利用することが前提となります。

Q16：認可定員と募集数が一致していないのは、なぜでしょうか。

A16：募集数は、認可定員、在籍児童数や退所・転所等の人数を考慮して算出していることから、認可定員と募集数は必ずしも一致するものではありません。

Q17：現在妊娠中です。出産前に申込みが必要ですか。

A17：令和7年12月11日から令和8年2月18日までに分娩予定の児童で、令和8年1月～4月（一次）の入所を希望される場合は出生前申込みが必要です。詳細についてはP8～9をご参照ください。

Q18：4月入所が可能な出生予定日ではなかったのに、出生前申込みはできませんでしたが、受入可能な月齢で出産しました。4月（一次）の申込みはできますか。

A18：4月（一次）の申込みはできません。4月（二次）からの受付となります。

Q19：インターナショナルスクール（認可外保育施設）や認証保育所との二重在籍は可能ですか。

A19：制度上不可能ではありませんが、下記の点に留意した上で決定してください。

- ・二重在籍の場合、認可外保育施設の保育料に対する幼児教育・保育の無償化や認証保育所保育料負担軽減助成金等の請求はできません。
- ・認可保育施設は月48時間以上の利用を前提に入園しています。この利用時間を目安に通園してください。

Q20： 幼稚園との二重在籍は可能ですか。

A20： ・新制度移行園の場合、二重在籍はできません。
・私学助成園の場合、二重在籍の可否は、事前に幼稚園にご確認ください。なお、入園料や保育料等に対する補助金の対象外となります。

19. 内定や入所・転所の辞退

内定や入所の辞退をするときは、至急、子ども施設課入園係（Tel03-5608-6152・6712）までご連絡ください。4月（一次）の辞退については、「保育施設内定辞退届」を提出してください。また、申込みを取り下げる際は「保育施設利用申込取下届」を提出してください。届出用紙は区のホームページからダウンロードできます。LoGo フォームより電子申請も可能です。

P34「23.電子申請ができる手続一覧」のQRコードをご利用ください。

※ 4月（一次）の転所については、申込締切日以降に申込みを取り下げることはできません。

※ 4月（一次）の転所を希望した場合、内定を辞退しても転所前の認可保育施設に戻ることはできません。

20. 認可保育施設を利用できる期間

認可保育施設は、保育の必要性があるお子様をお預かりする施設です。入所した後も保育が必要な状態が続いていることが保育施設を利用するための要件となります。入所後、認可保育施設を利用できる期間と必要書類は、次のとおりです。

支給認定証の有効期限とは、異なる場合がありますのでご注意ください。

入所時の 保育が必要な事由	認可保育施設を 利用できる期間	備考
就労	就労している期間	
申込児童の育児休業中	1 か月	※入所月の翌月 1 日までに復職し、復職証明書を提出してください。LoGo フォームより電子申請も可能です。（P34「23.電子申請ができる手続一覧」をご参照ください。）
求職活動	3 か月	※3か月以内に就労し、就労証明書を提出してください。
出産・妊娠	出産月の 2 か月後まで	※その後は保育要件がなくなり退所となります。引き続き利用したい場合は、就労や求職活動中等の保育要件が必要です。
就労内定	1 か月	※入所月の月末までに就労を開始し、就労証明書等を提出してください。
入院・疾病・介護	治療・介護に要する期間	
就学中	在学している期間	
その他上記に類する状態 として区長が認める場合	保育を必要とする期間	

- ・「保育が必要な事由」に該当しなくなった場合や、期日までに必要書類の提出がない場合は退所となります。
- ・入所した後も、毎年、次年度の継続通所の意思と保育の必要性を確認するための現況届（継続確認書・就労証明書等）を提出していただきます。
- ・育児休業中の方は「復職証明書」を、求職活動中又は就労内定の方は「就労証明書」を提出することにより、最長で就学前までの期間となります。期日までに提出がない場合は、退所となります。

21. 保育料(利用者負担額)



← 所得割額の確認方法
はこちら

(1) 保育料・保育料階層の決定について

令和 7 年 9 月から東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減事業拡充に伴い、墨田区で保育料を算定する認可保育施設を利用するお子様の通常保育料は無償となりました。(詳細は(5)をご確認ください。)なお、延長保育、スポット延長保育、教材費等は無償化対象外のため、ご利用された場合はお支払いが必要です。

通常保育料の負担がなくても、延長保育料の決定、国への実績報告等にあたり、保育料階層の決定が必要になります。階層は、P33 の「(6) 保育料(利用者負担額) 徴収基準額表」に従い、保護者(原則父と母)の区市町村民税の所得割額の合計により決定します。なお、父母以外の同居者(祖父母等)が家計の主宰者と判断される場合には、当該父母以外の同居者(家計の主宰者)の区市町村民税額を含めて階層判定を行います。

(2) 保育料階層の決定に必要な書類について

令和 7 年 1 月 1 日以前から墨田区に在住の方は、住民税課税(非課税)証明書の提出の必要はありません。(当区の税務課に課税状況を照会します。)また、入所申込時に提出済みの場合は、再提出不要です。

区市町村民税が未申告または確認ができない場合、保育料階層は D23 階層(最高額)で決定します。必ず申告し、子ども施設課入園係までご連絡ください。住民税の申告をしたかご不明の場合は、申告の有無を課税対象となる自治体の担当部署(墨田区の場合は税務課課税係)にご確認ください。

保育料階層	算定期間	賦課期日
前期保育料階層(4月～8月分)	令和 7 年度区市町村民税(令和 6 年分の収入)	令和 7 年 1 月 1 日
後期保育料階層(9月～3月分)	令和 8 年度区市町村民税(令和 7 年分の収入)	令和 8 年 1 月 1 日

○賦課期日現在、墨田区に住民登録がなかった方

マイナンバー制度による情報連携の開始により原則提出不要となりました。なお、何らかの事情で情報連携ができない方及び情報連携を行うことを拒否する方等は、従前どおり住民税課税(非課税)証明書(扶養義務のある方全員分)をご提出いただく場合があります。

○賦課期日現在、日本国外に居住していた方

収入金額及び控除金額を収入申告書(区書式)に日本円(平均レート)で記入のうえ、収入金額及び控除金額等が分かる書類(会社発行の給与支払証明書、給与明細書等)を添付して提出してください。

(3) 延長保育料等の支払いについて(Web口座振替受付サービス)

＜公立保育園・公設民営保育園の月極延長保育料、公立保育園のスポット延長保育料＞

原則、口座振替によるお支払いになります。口座振替の申込手続きに必要な「保育料口座振替(自動払込)依頼書」(3枚複写)は入所内定後にご希望される方へお渡しします。ご記入後、金融機関で手続きを行い、金融機関の確認印が押された子ども施設課保管用(2枚目)を提出してください。口座振替が開始されるまでは、お渡しする納付書で保育料をお支払いください。

■納入方法■

- 延長保育料の納期限(口座振替日)は、その月の末日です。スポット保育料の納期限(口座振替日)はご利用月の翌月の末日です。末日が土日・祝日にあたる場合は、金融機関の翌営業日に口座振替を行います。
- 残高不足等で口座からの振替ができなかった場合は、翌月の振替日に、翌月分と一緒に振替をします。(2か月分の保育料振替が限度となります)
- 兄弟姉妹が保育施設を利用しており、既に口座振替の手続きを行っている場合は手続き不要です。また、兄弟姉妹で別々の口座から振替することはできません。

■注意事項■

- ・保育料をお納めいただけない場合は、保育施設を通して督促状・催告書が送付されるほか、地方税法の例により滞納処分（就労先への給与調査や財産差押え等）をすることがあります。また、滞納がある場合、転園申込みや兄弟姉妹の保育施設入所申込みの際に利用調整上不利となります。
- ・公設民営園のスポット保育料、私立認可保育園（公私連携型を含む）、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所の延長保育料及びあづま幼稚園と家庭的保育事業所（保育ママ）の時間外保育料の納入方法については、各施設にお問合せください。

■Web 口座振替受付サービス■

Web 口座振替受付サービスとは、パソコンやスマートフォンなどからインターネットを利用して、口座振替（自動払込）の申込みができるサービスです。金融機関の窓口に行かずに口座振替登録のお手続きが可能となります。

ヤマトシステム開発株式会社および金融機関が提供するセキュリティに保護された外部サイトを利用します。



←受付はこちらから
「墨田区 Web 口座振替
受付サービス」(ヤマトシ
ステム開発受付サイト)



←利用できる金融機関一覧は、区ホームページ
「認可保育施設の保育料の決定と支払いについ
て」→「保育料の支払いについて（Web 口座振
替受付サービス）」→「Web 口座振替受付サー
ビスについて」内 PDF を参照してください

(4) 所得割額の算定について

保護者等が以下の①から④に該当する場合、現に子どもを監護している保護者等の所得割の額をもって算定します。（父母以外（祖父母等）の家計の主宰者や内縁者が存在する場合を除く。）

該当する場合には、子ども施設課入園係までご連絡ください。

- ① 別居中かつ離婚調停中等
- ② 別居中かつ DV により裁判所からの保護命令が出ている等
- ③ 行方不明で捜索願の届出をしている場合
- ④ 拘禁状態の場合

(5) 保育料の軽減制度について

- ・令和元年10月～：幼児教育・保育の無償化（国）
⇒3～5歳児クラス、住民税非課税世帯の0～2歳児クラスのお子様について、通常保育料を無償化
- ・令和5年10月～：保育所等利用多子世帯負担軽減事業に伴う第2子保育料無償化（都）
⇒墨田区で保育料を算定する0～2歳児クラスの第2子以降のお子様について、通常保育料を無償化
- ・令和7年9月～：保育所等利用多子世帯負担軽減事業に伴う第1子保育料無償化（都）
⇒墨田区で保育料を算定する0～2歳児クラスのお子様について、通常保育料を無償化

※延長保育料、スポット延長保育料、教材費等は無償化対象外です。

※保育料の無償化は、国や東京都の補助金事業を活用して実施しています。将来的に当該事業が終了した場合、保育料の負担が生じる場合もあります。

(6) 保育料（利用者負担額）徴収基準額表

＜令和 8 年度＞

※保育料（利用者負担額）は、お子様のクラス年齢と世帯（原則父と母）の区市町村民税の合計で階層を決定します。

（単位 円）

階層	区民税等の条件 ※区市町村民税を計算するとき、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除等の規定は、適用されません。	保育料(月額)	公立保育園、公設民営保育園の 延長保育料(月額)					
		0～5 歳児クラス	0～2 歳児 クラス	3 歳児 クラス	4、5 歳児 クラス	0～2 歳児 クラス	3 歳児 クラス	4、5 歳児 クラス
			第 1 子・第 2 子					
			標準時間			短時間		
			標準時間・短時間	1 日 1 時間の場合の月額保育料			短時間保育の前後の 30 分単位	
A	生活保護世帯、里親世帯等	0	0	0	0	0	0	0
B	区民税非課税(ひとり親世帯)		0	0	0	0	0	0
	区民税非課税(その他の世帯)		200	200	200	100	100	100
C	区民税均等割のみ							
D1	区民税所得割 5,000 円未満		1,000	1,000	1,000	400	400	400
D2	5,000～10,000 円未満							
D3	10,000～23,200 円未満							
D4	23,200～36,400 円未満		1,300	1,300	1,300	550	550	550
D5	36,400～48,600 円未満							
D6	48,600～72,800 円未満		2,000	1,900	1,800	850	750	750
D7	72,800～97,000 円未満		2,400			1,050		
D8	97,000～115,000 円未満		2,700			1,150		
D9	115,000～133,000 円未満		3,000	2,000	2,000	1,250	850	850
D10	133,000～151,000 円未満		3,200	2,300	2,200	1,350	950	900
D11	151,000～169,000 円未満		3,400	2,400	2,400	1,450	1,000	1,000
D12	169,000～185,500 円未満		3,700	2,600		1,550	1,050	
D13	185,500～202,000 円未満		4,000	2,700		1,650	1,100	
D14	202,000～218,500 円未満		4,100	2,800		1,700	1,150	
D15	218,500～235,000 円未満		4,300	3,000		1,800	1,200	
D16	235,000～251,500 円未満		4,600	3,100	2,500	1,900	1,250	1,050
D17	251,500～268,000 円未満		4,800			2,000		
D18	268,000～284,500 円未満		5,000			2,050		
D19	284,500～301,000 円未満		5,100	2,150				
D20	301,000～349,000 円未満	5,600	3,200	2,600	2,350	1,300	1,100	
D21	349,000～397,000 円未満	6,300			2,600			
D22	397,000～443,600 円未満	6,900			2,850			
D23	443,600 円以上	7,300			3,050			

- 4～8 月分の保育料階層は令和 7 年度区市町村民税、9～3 月分の保育料階層は令和 8 年度区市町村民税をもとに計算されます。
- 延長保育については、小学校就学前の範囲内で、最年長の子ともその下の子は第 1 子・第 2 子の保育料が適用され、第 3 子以降の保育料は無償となります。
- 私立認可保育園（公私連携型を含む）、私立認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所（保育ママ）の延長保育は、各施設の自主事業として行っているため、上記基準額表の延長保育料と異なる場合があります。また、公立保育園等で適用される延長保育料の減免等が適用にならない場合があるため、各施設に直接ご確認ください。
- あづま幼稚園と家庭的保育事業所（保育ママ）は短時間のみの利用となります。

22. 公立・公設民営認可保育園の延長保育

延長保育の利用を希望する方は、入園の申込みとは別に入園内定後、各月の締切日までに、通園する保育園に直接お申込みください（転園の場合も、転園先でのお申込みが必要です。）。

なお、延長保育を行っている保育園に入園（転園）が決定しても、希望者が定員を超えた場合は選考となり、すぐに延長保育を利用できないことがありますので、予めご了承ください。

■延長保育の利用基準■

標準時間保育の延長保育は、1歳の誕生日が属する月から利用できます。両親がともに仕事で週3日以上、お迎えの園到着時刻が午後6時15分を過ぎる方が選考の対象になります。短時間保育の延長保育は、送迎時刻が短時間保育の時間帯を超える方が選考の対象になります。申込みには園到着時刻（送迎時刻）が確認できる書類が必要です。延長保育料は、標準時間保育は1時間単位、短時間保育は30分単位の月額です。

■スポット延長保育■

- ・公立保育園：午後7時15分まで
- ・公設民営園：午後8時15分まで ※すみだ保育園は午後7時15分まで

通常の延長保育（月単位）とは異なり、保護者の急な残業などの場合に、1日単位で利用できます。延長保育を行っている保育園に当日空きがある場合、1時間単位でお申込みができます（すみだ保育園は30分単位で利用できます）。申込方法等については各園にお問合せください。

※ 延長保育を行っていない園があります。P17～24に記載した各保育施設の一覧表でご確認ください。

※ 標準時間のスポット延長保育は、1歳の誕生日が属する月から利用できます。

※ 公設民営園のスポット保育料の決定・徴収は、各公設民営園が行います。

◆私立認可保育園（公私連携型を含む）、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所の延長保育及びあづま幼稚園と家庭的保育事業所（保育ママ）の時間外保育については、各施設にお問合せください。

23. 電子申請ができる手続一覧

手続名	利用可能な手続一覧	申請方法	申請リンク先
マイナポータル （ぴったりサービス）	教育・保育給付認定兼保育施設（入所・転所）の申込み ※申請にはマイナンバーカードとパソコン（ICカードリーダライタを含む）又はスマートフォン（一部機種のみ）が必要です。 ※電子申請で認可保育施設の利用申込みをする場合は、必要書類を写真（画像）又はPDFファイル形式に変換し提出してください。 ※申込みに関する注意事項について、P6「4.入所（転所）の申込みについて」をご確認ください。	区 市 町 村 を 選 択 で「墨田区」を選ぶ ↓ 検索条件を設定 ↓ 「子育て」で検索し、「認可保育施設の入所（転所）の申込み（電子申請）」を選択	
LoGo フォーム	○希望認可保育施設（希望園）変更届 ○保育施設利用申込取下げ届 ○保育施設内定辞退届・保育施設退所届 ○保育の利用（認可保育施設への入所）の状況等についての照会 ○復職証明書の提出 ○認可保育施設利用申込みに係る追加書類の提出 ○出生後の本申込み ○転入後の本申込み ○保育料（利用者負担額）決定・変更通知書発行依頼書	カ テ ゴ リ ー 検 索 の場合は「O6O_子育て・教育」を選択 キーワード検索の場合は該当の手続きのキーワードを入力 （例：「希望園」）	

24. 保活に関する相談・問合せ先(保育コンシェルジュ)

お子様を保育園などに預けたいとお考えの方の個別のニーズや、それぞれの状況に適した保育サービスをご案内するため、「保育コンシェルジュ」が区役所 1 階おひさまルームでご相談をお受けします。各種保育サービスの違いや、保活の取り組み方などをわかりやすく説明しますので、保育施設に申込み前にぜひ一度ご相談ください。相談日時などの詳細は、お問合せください。(おひさまルーム(保育コンシェルジュ) 03-5608-6380、子育て支援課子育て計画担当 03-5608-6084)

25. 子育てに関する問合せ先

令和 7 年 11 月 1 日現在

内容	担当	電話
子育て総合相談・緊急一時保育など	子育て支援総合センター	3622-1150
年末保育	子ども施設課保育運営支援係	5608-6162
一時保育・一時預かり	あおやぎ保育園	3614-6789
	押上保育園	3623-6030
	亀沢保育園	3624-7781
	横川さくら保育園(2歳児クラスまで)	5608-4525
	こひつじ保育園	5600-1212
	わらべみどり保育園	5638-1551
	両国・なかよし保育園	5638-5835
	杉の子学園保育所	3619-4152
	グローバルキッズ押上園	5608-3334
	墨田みどり保育園分園	6240-4917
	タムスわんぱく保育園墨田	6658-5921
	クローバーこども園	6657-1622
	菊川保育園	3633-1888
	両国子育てひろば保育室	3621-6525
	文花子育てひろば保育室	6661-8177
	はなみずき保育室	4283-9725
	そらまめ東あずま駅前園	6657-0936
	子育てひろば・かあかのおうち	3614-5016
	本所地域プラザ	6658-4601
	八広地域プラザ	6657-0471
休日保育(あおやぎ保育園) (亀沢保育園)	子ども施設課入園係	5608-6152 5608-6712
ファミリー・サポート	すみだファミリー・サポート・センター	5638-0512
保育コンシェルジュ	子育て支援課 保育コンシェルジュ	5608-6380 (直通) 5608-6084 (子育て支援課)
子育てひろば・子育て相談	両国子育てひろば	3621-6455
	文花子育てひろば	5630-6027
手当・医療費助成等	子育て支援課児童手当・医療助成係	5608-6160

26. その他の保育サービスのご案内

(1) 認証保育所

大都市特有の保育ニーズに応えるため、東京都独自の基準により認証した保育所です。13 時間以上の開所を行っています。申込み方法等は各園に直接お問合せください。

※助成金のお問合せ：子ども施設課保育給付担当（Tel03-5608-1583）

令和 7 年 11 月 1 日現在

保育園名	年齢	住所	電話
心夢（ここむ）保育園	生後 3 か月～就学前	太平 3-19-1 2F	3626-2001
ピノキオ幼児舎鐘ヶ淵園	生後 1 か月～就学前	堤通 2-8-2	3616-0611
ポピンズナーサリースクールすみだ	生後 57 日～2 歳児 （3 歳児～5 歳児は応相談）	太平 4-1-2 利奴 2F	5637-2137
保育園夢未来錦糸町園	生後 43 日～就学前	太平 3-3-12	5637-8737

※ 墨田区内外の認証保育所を月極契約で利用される保護者の方に、助成金を交付する制度があります。助成額には上限があります。また、区内に住所があることなどの条件があります。詳細については墨田区ホームページをご確認ください。



←認証保育所に関する墨田区の
ホームページはこちら

(2) 定期利用保育

パートタイム勤務や短時間就労等の保護者の方で保育が必要な方のためのものです。健康で集団保育が可能な児童で一定程度（1 か月以上）継続的に保育が必要なお子様を、保護者の就労形態等に対応してお預かりします。詳細は各施設にお問合せください。

令和 7 年 11 月 1 日現在

名称	対象年齢	住所	電話
両国子育てひろば保育室	生後 6 か月～2 歳	横網 1-2-13	3621-6525
墨田みどり保育園分園	生後 12 か月～2 歳	亀沢 3-6-1	6240-4917
そらまめ東あずま駅前園	生後 2 か月～2 歳	立花 2-26-2	6657-0936
・タムスわんぱく保育園墨田	生後 3 か月～2 歳	亀沢 3-24-1	6658- cx5921
クローバーこども園	生後 6 か月～2 歳	八広 1-16-22	6657-1622

(3) 認可外保育施設

東京都福祉局のホームページ等で確認し、詳細は各施設に直接お問合せください。



←東京都福祉局のホームページはこちら



(4) 病児・病後児保育

お子様が、病気の症状の急変は認められないが回復期に至っていない、もしくは病気回復期のいずれかの状態で、保育園等に通えないとき、以下の制度がご利用できます。ご利用の際は、医師が記入した「診療情報提供書」をご用意ください。

■施設型病児保育■

申込み・お問合せ：東京都立墨東病院病児・病後児保育室
「水辺の病児・病後児保育室さくら」(Tel03-3633-7157)

事前登録制です。利用登録は、LoGo フォーム、窓口、郵便で受け付けています。

窓口：①墨田区子育て支援課（区役所 4 階）

②東京都立墨東病院病児・病後児保育室（江東橋 4-23-15 墨東病院保育棟 2 階）

郵便：墨田区子育て支援課

詳細は区ホームページをご確認ください。



↑ 病児保育についての
墨田区ホームページ
はこちら

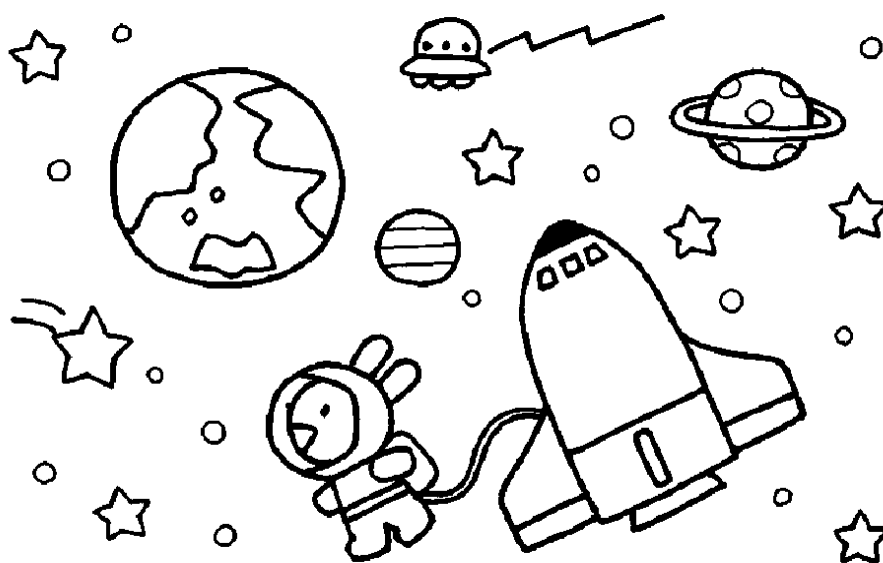


↑ 利用登録はこちら

■訪問型病後児（軽症病児）保育■

申込み・お問合せ：「はぐ（Hug）」事務局（Tel03-3616-5371）

すみだ子育て支援ネット「はぐ（Hug）」では、病後児サポーターがご自宅を訪問して、病気回復期のお子様を保育します（要事前登録。登録料 1,000 円）。





初めて保活をする方へ
(保育施設の利用申込み
から入所までの流れ)
(墨田区ホームページ)



募集数について(毎月 1
日に翌月の空き情報を
公開しています)
(墨田区ホームページ)

保育施設利用申込みの
ご案内
追加・変更のお知らせ等
(墨田区ホームページ)



認可保育施設在園中の
手引き
(墨田区ホームページ)



保護者向け認可保育施設
情報一覧(おむつ・寝
具等取扱い)
(墨田区ホームページ)

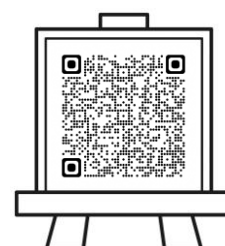


電子申請
マイナポータル(ぴったりサ
ービス)
・教育・保育給付認定兼保育
施設(入所・転所)申込み

墨田区認可保育施設の
園マップ・園ガイド
(墨田区ホームページ)



電子申請
LoGo フォーム
・希望認可保育施設(希望園)
変更届
・保育施設利用申込取下げ届
・認可保育施設利用申込みに
係る追加書類の提出 など



入園に関する書類
(各種様式)
(墨田区ホームページ)
・就労証明書
・育児休業証明書
・重要事項確認書兼同意書 など



指導検査結果一覧
(認可保育施設に対する
墨田区指導検査の結果を
公表しています)
(墨田区ホームページ)



ひと、つながる。
墨田区

令和8年用（令和8年1月～令和8年12月入所）

【認可】
保育施設利用申込みのご案内